

パブリックコメント用

第2次ばんどう男女共同参画プラン（案）

平成25年1月

坂東市 市民協働課

目次（案）

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格と位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 | |
| 1 計画の背景・上位計画 | 5 |
| 2 坂東市の概況 | 7 |
| 3 男女共同参画施策の進捗状況 | 12 |
| 4 住民意識調査 | 20 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | |
| 1 基本理念 | 27 |
| 2 基本的視点 | 28 |
| 3 基本目標 | 30 |
| 4 施策の体系 | 31 |
| 第4章 計画の内容 | |
| 基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築 | 34 |
| （1）男女共同参画の視点に立った意識の改革 | 36 |
| （2）男女平等教育・学習の推進 | 38 |
| （3）生命と性と心の尊重 | 41 |
| （4）生涯にわたる健康の保持・増進 | 43 |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 | 44 |
| （1）政策方針決定過程への女性の参画 | 46 |
| （2）男性にとっての男女共同参画 | 48 |
| （3）子どもにとっての男女共同参画 | 49 |
| （4）地域社会での男女共同参画推進 | 50 |
| （5）防災における男女共同参画の推進 | 51 |
| 基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備 | 52 |
| （1）労働条件と労働環境整備 | 54 |
| （2）男女の生涯にわたる雇用・就業の支援 | 56 |
| （3）男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 | 58 |
| 第5章 推進体制の整備 | |
| 1 庁内推進体制の充実 | 62 |
| 2 連携体制の構築 | 63 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において、第13条で個人の尊重、第14条で法の下での平等をうたっており、これまでも、昭和60年（1985年）に「男女雇用機会均等法」、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みがなされてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「性別による固定的役割分担意識」は、現在も社会の慣行として根強く残っており、男女の生き方の選択の幅を狭め、あらゆる分野への参画機会を阻害する要因となっています。

近年、わが国においては、少子高齢化が進み、経済の低迷など社会情勢はますます厳しいものとなり、また東日本大震災を経験したことで人々の意識も変化し、価値観や生活様式も多様化しています。

こうした状況を踏まえ、古くからの歴史・文化が受け継がれ、農業も盛んで、協調や伝統を重んじる地域性が特徴の坂東市においても、男女が対等なパートナーとして自らの意志で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本的方向性を示す指針として、「第2次ばんどう男女共同参画プラン」を策定することとしました。

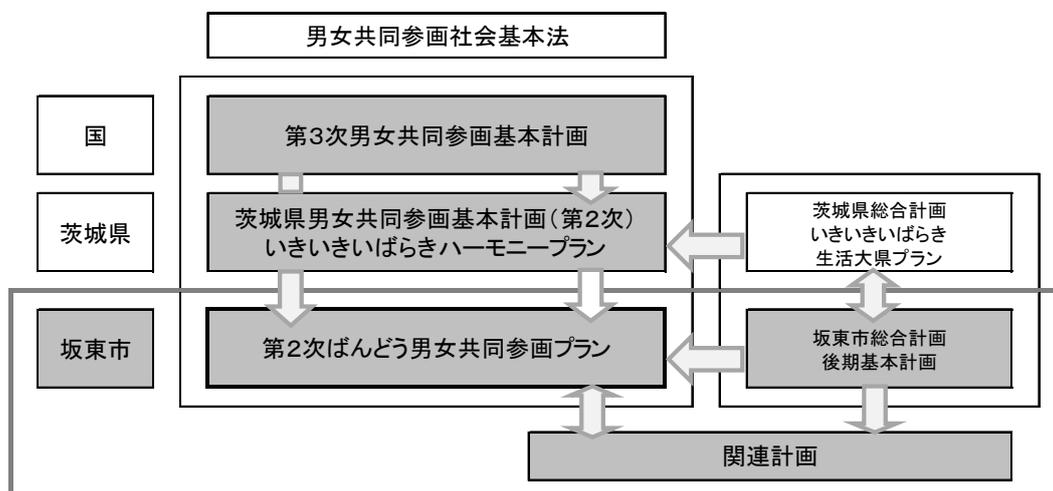
2 計画の性格と位置づけ

坂東市は「第2次ばんどう男女共同参画プラン」を、坂東市における男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画に位置づけます。

この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」（平成23年度～平成27年度）、及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」を踏まえ策定します。

また、「坂東市総合計画後期基本計画」（平成24年度～平成28年度）など市の関連計画とも連携を図りながら推進していきます。

●図 計画の位置づけ



3 計画の期間

「第2次ばんどう男女共同参画プラン」は、平成25年度から平成29年度の5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を考慮し平成29年度に計画の見直しを行うものとします。

●図 計画の期間

| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----|---------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国 | 第3次男女共同参画基本計画 | | | | | 見直し | | |
| 茨城県 | 茨城県男女共同参画基本計画(第2次) いきいきばらきハーモニープラン | | | | | 見直し | | |
| 坂東市 | 第2次ばんどう男女共同参画プラン | | | | | | | 見直し |

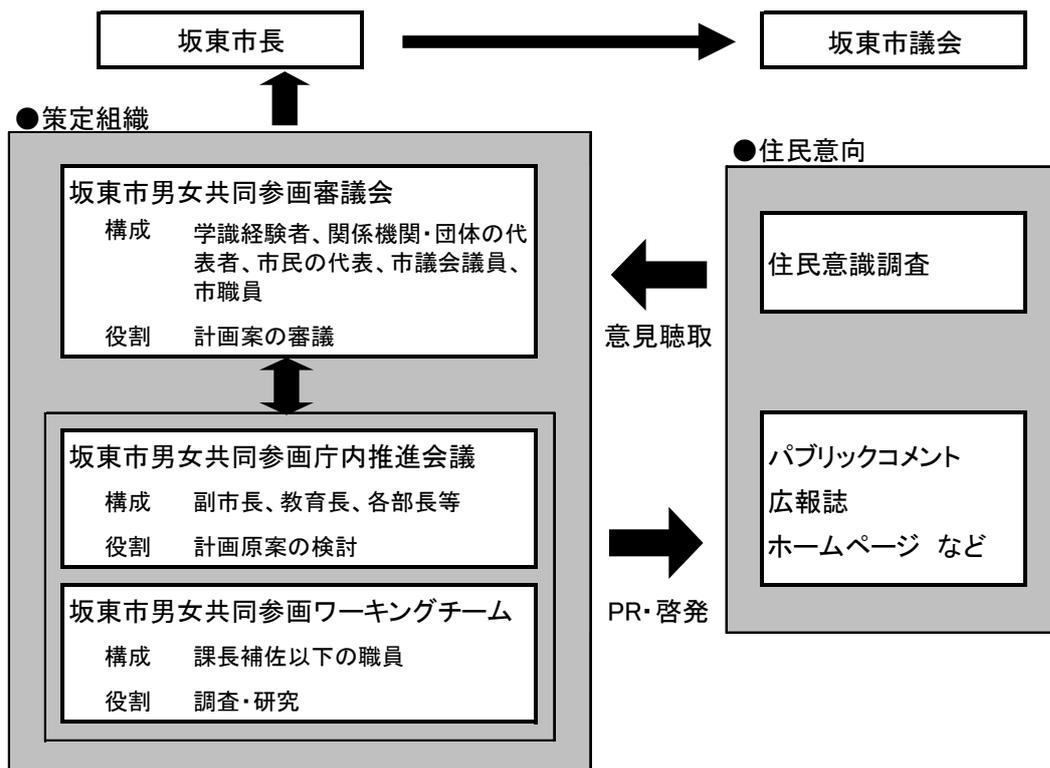
4 計画の策定体制

「第2次ばんどう男女共同参画プラン」の策定体制は、「坂東市男女共同参画審議会」、「坂東市男女共同参画庁内推進会議」及び「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」の策定組織で構成されます。

「坂東市男女共同参画審議会」は、基本計画について審議を行い、その結果を市長に答申します。

「坂東市男女共同参画庁内推進会議」及び「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」は、各課における男女共同参画に関する事業等の状況や住民の意向を踏まえ、計画の原案を検討します。

●図 策定体制



第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況

1 計画の背景・上位計画

(1) 世界の動き

- ・平成7年、第4回国連世界女性会議が北京で開催。平等、開発、平和のための行動「北京宣言及び行動綱領」を採択。
- ・平成12年（2000年）、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催。
- ・平成17年（2005年）、国連「北京+10」閣僚級会合がニューヨークで開催。
- ・平成22年（2010年）、国連「北京+15」記念会合がニューヨークで開催。
- ・平成23年（2011年）、国連の新しい女性機関「UN Women」が発足。
- ・平成24年（2012年）、第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択。

(2) 国の動き

- ・平成9年（1997年）、男女共同参画審議会設置。
- ・平成11年（1999年）、「男女共同参画社会基本法」制定。
- ・平成13年（2001年）、男女共同参画会議設置。男女共同参画局設置。
- ・平成18年（2006年）、「男女雇用機会均等法」（昭和60年公布）改正。
- ・平成19年（2007年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行）改正。
- ・平成21年（2009年）、「育児・介護休業法」（平成3年育児休業法公布、平成7年介護休業制度の法制化）改正。
- ・平成22年（2010年）、「仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年策定）改定。「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定。
- ・平成24年（2012年）、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定。

(3) 茨城県の動き

- ・平成 11 年（1999 年）、知事公室へ女性青少年課を組織改編により設置。（昭和 53 年、生活福祉部青少年課設置、平成 6 年、福祉部女性青少年課を設置）
- ・平成 13 年（2001 年）、「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。
- ・平成 23 年（2011 年）、「茨城県男女共同参画実施計画（第 2 次いきいきいばらきハーモニープラン）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定。

(4) 坂東市の動き

- ・平成 17 年（2005 年）、旧岩井市と旧猿島町合併に伴う組織編成で、男女共同参画課を設置。
- ・平成 18 年（2006 年）、坂東市女性センター開設。
- ・平成 20 年（2008 年）、「ばんどう男女共同参画プラン」を策定。
- ・平成 20 年（2008 年）、「坂東市男女共同参画推進条例」を制定。
- ・平成 21 年 9 月（2009 年）、組織再編により、市民協働課と課名変更。市民協働・男女参画係となる。

●坂東市における主な男女共同参画の動き（平成 21 年～23 年）

| | |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 21 年 (2009 年) | <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画プランの進捗状況調査の実施・男女共同参画に関する標語募集・男女共同参画講座 いきいきセミナーの実施（3 講座）・いい夫婦の日イベント「歌声コンサート～心のハーモニーと元気のキャッチボール」の実施 |
| 平成 22 年 (2010 年) | <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する標語募集・男女共同参画職員アンケート実施・男女共同参画講座 いきいきセミナーの実施（1 講座）・「初笑い！男女共同参画講演会～笑う門には福来る～」の実施・いい夫婦の日イベント「年末大掃除大作戦講座」の実施 |
| 平成 23 年 (2011 年) | <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する標語募集・男女共同参画講座 いきいきセミナーの実施（2 講座）・「初笑い男女共同参画講演会～笑い学ぼう！ユーモアコミュニケーション」の実施・いい夫婦の日イベント育メン山崎大地さんによる「夫婦の夢！宇宙への旅立ち」～主夫が支えた夫婦の夢、家族が叶えた宇宙への夢～の実施 |

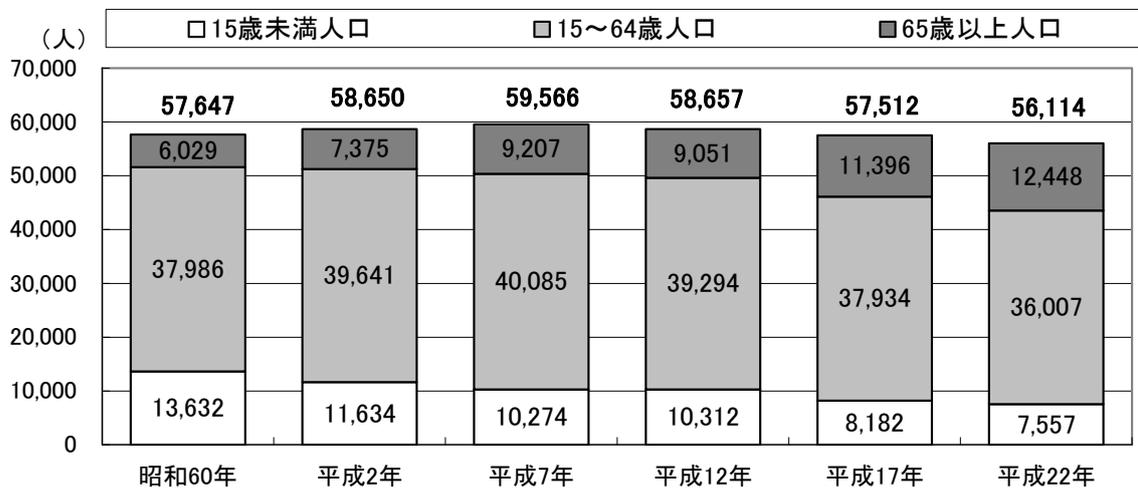
2 坂東市の概況

(1) 人口の推移

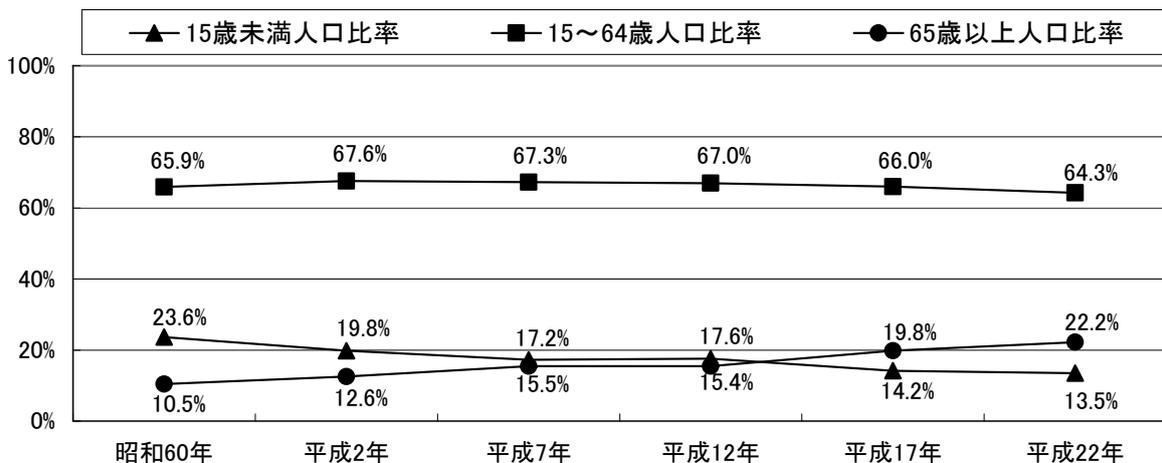
坂東市の人口は、平成7年以降減少を続け、平成22年には、昭和60年の人口と比べて約1,500人下回り、56,114人となっており、特に15歳未満の人口の減少が目立っています。

一方、年齢3区分人口の比率の推移をみると、昭和60年に65歳以上人口比率は10.5%、15歳未満人口比率は23.6%だったものが、平成22年では22.2%と13.5%で逆転しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

●グラフ 人口の推移



●グラフ 年齢3区分人口の比率の推移



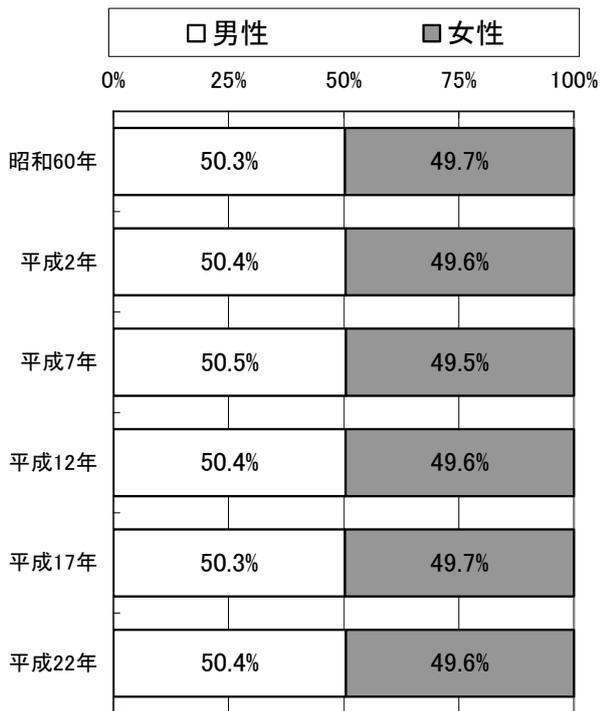
資料：国勢調査
 * 総人口に年齢不詳は含まず
 * 合併前は、旧岩井市と旧猿島町の合計

(2) 男女構成割合

坂東市の男女構成の割合はほぼ半々となっていますが、男性の割合が僅かに高いまま推移してします。

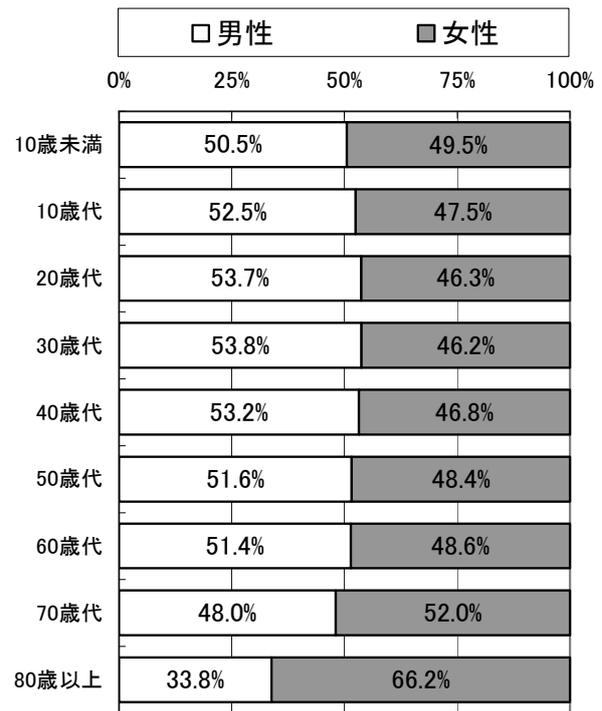
平成 23 年 10 月の住民基本台帳で世代別に男女構成の割合をみると、60 歳代までは男性の割合が高くなっていますが、70 歳代で逆転し、80 歳以上では女性の割合が 66.2%と大変高くなっていることがわかります。

●グラフ 男女構成割合の推移



資料：国勢調査

●グラフ 世代別男女構成割合（平成 23 年）



資料：住民基本台帳（平成 23 年）

(3) 労働力の推移

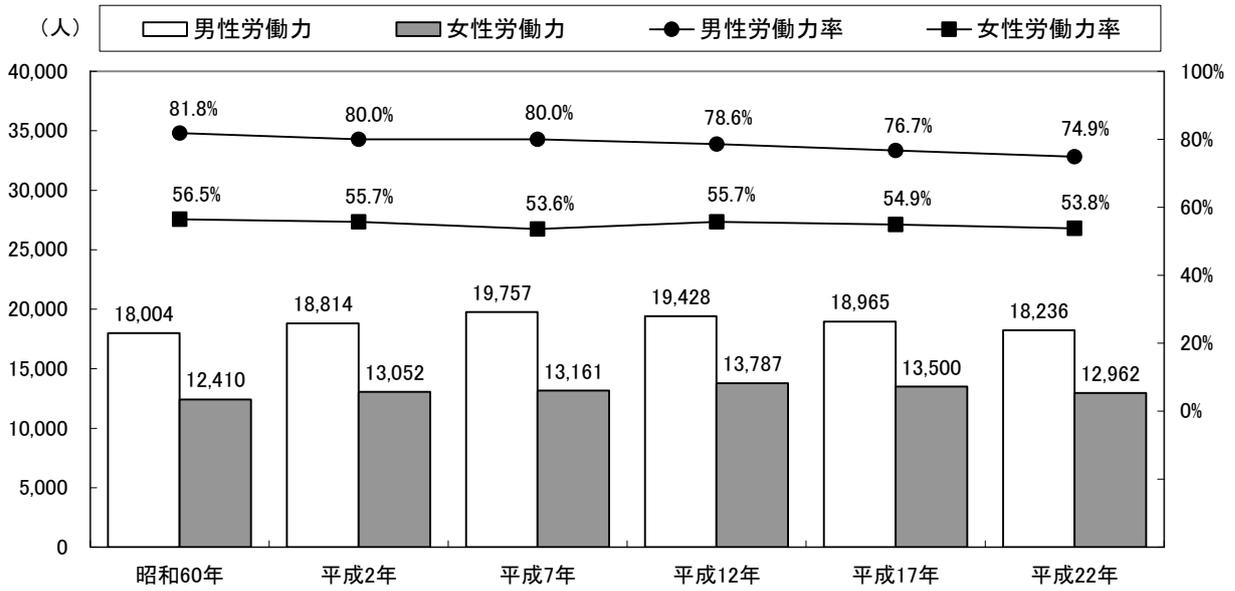
坂東市の労働力は、男性では平成 7 年以降、女性では平成 12 年以降減少傾向にあります。労働力率をみると、男性は緩やかですが下降を続けており、女性は平成 12 年に僅かに上昇を見せますが、それ以降は下降傾向にあります。

坂東市の男女・年齢別の労働力（平成 22 年）の推移を見ると、男性は 25 歳以降 60 歳までほぼ同じ労働力率を保っています。一方、女性は 25 歳以降、30 歳代の結婚・子育ての世代で労働力率が下がり、40 歳から再び上昇し 45～49 歳がピークとなっています。

全国・茨城県的女性労働力率を見ると、結婚・子育て世代の労働力率の減少が顕著でいわゆる M 字カーブを描いているのに対し、坂東市的女性の労働力率のカーブは緩やかになっており、各年齢の労働力率も全国・茨城県より高くなっています。

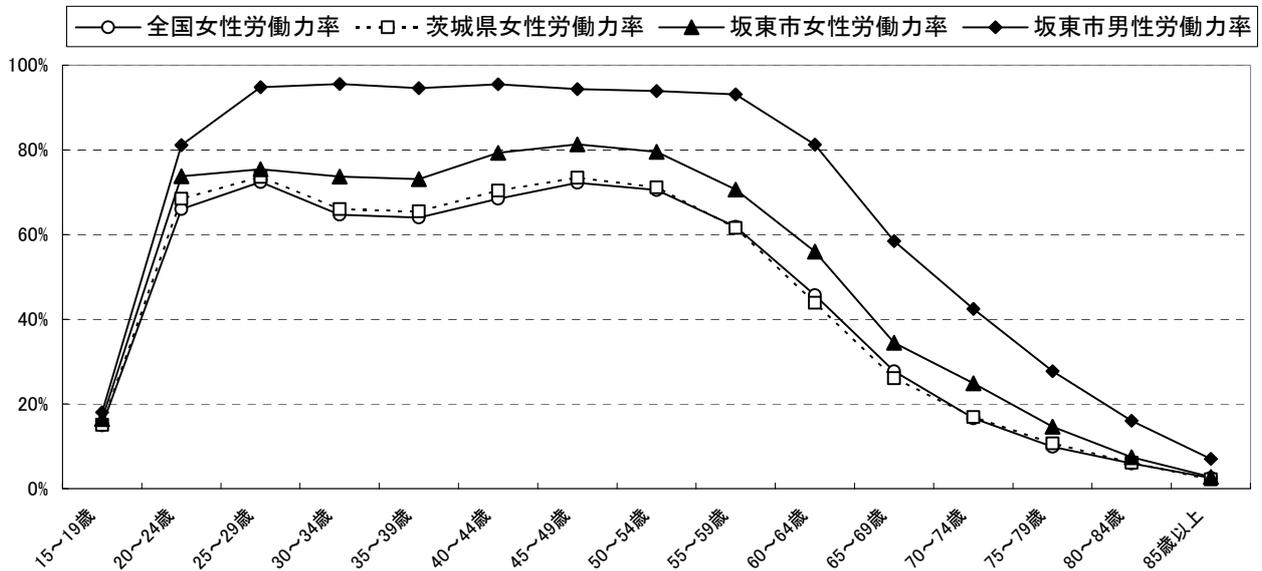
● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

●グラフ 労働力の推移



資料：国勢調査
* 合併前は、旧岩井市と旧猿島町の合計

●グラフ 坂東市男女・年齢別、全国・茨城県女性・年齢別労働力の推移（平成22年）



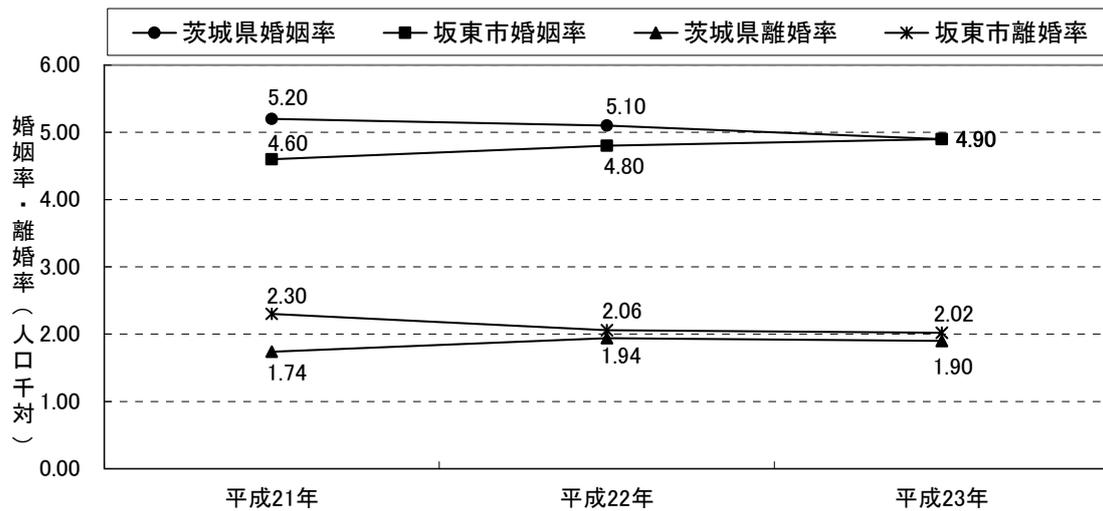
資料：国勢調査

(4) 婚姻率・離婚率の推移

坂東市の婚姻率は少しずつですが上昇傾向にあり、平成21年では茨城県平均と比べ低かった婚姻率が、平成23年には同じ割合まで上昇していることがわかります。

離婚率においても坂東市は減少傾向にあり、平成21年では茨城県平均より高かった離婚率が、平成23年には県平均に近い割合まで下がってきています。

●グラフ 婚姻率・離婚率の推移

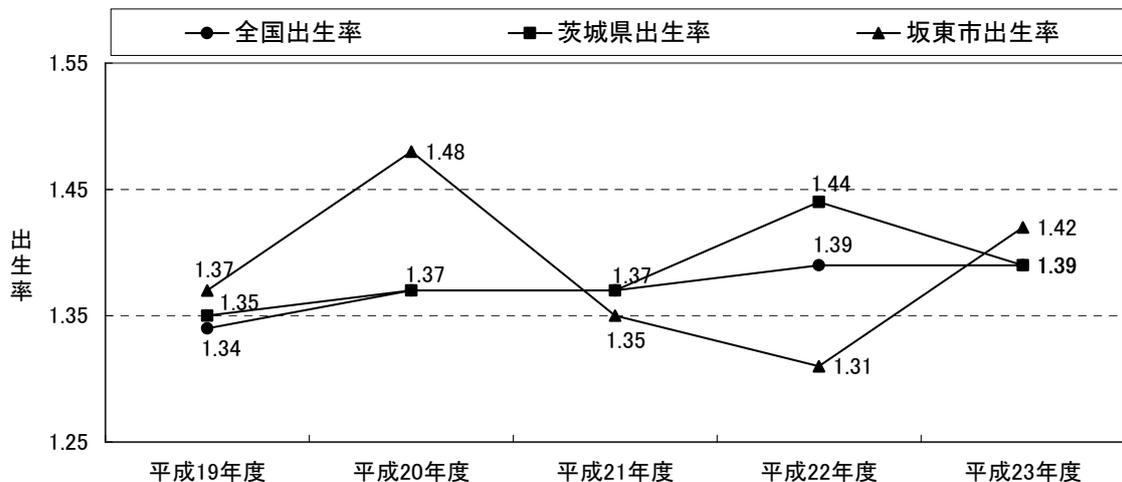


資料：保健福祉統計年報

(5) 合計特殊出生率の推移

坂東市の合計特殊出生率は、平成20年度に1.48と高い割合を示しその後は減少したものの、平成23年度には再び上昇しています。全国では平成19年度の1.34から緩やかに上昇しており、茨城県は平成22年度に上昇したものの平成23年度は全国と同じ割合に戻っています。

●グラフ 合計特殊出生率の推移



資料：坂東市

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

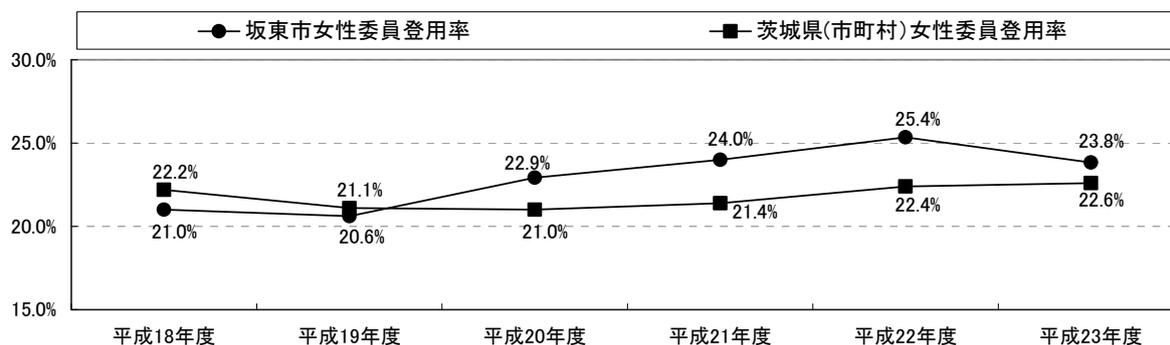
(6) 女性委員の登用率の推移

坂東市の審議会等における女性委員の登用率の推移をみると、平成18年度では茨城県（市町村）と比べ低かった登用率が、平成20年度以降は上回っています。

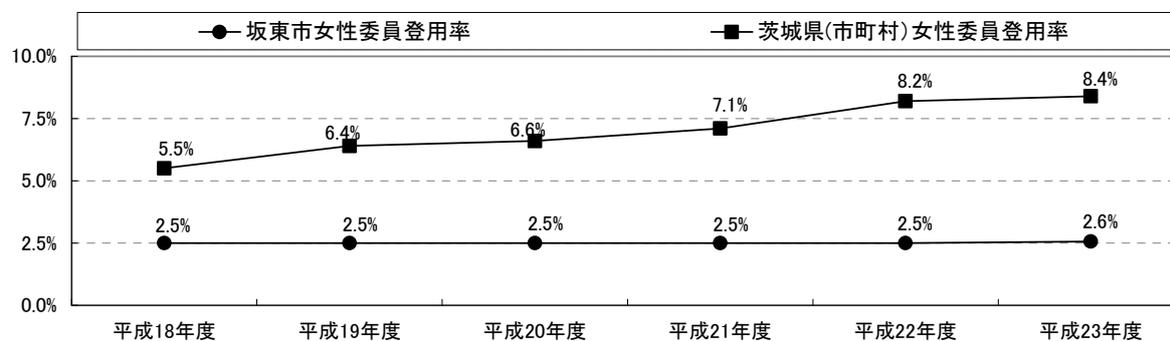
しかし、地方自治法第180条の5に基づく委員会の女性委員の登用率の推移では、平成18年度からずっと2.5%で推移し、平成23年度に2.6%と僅かに増えているものの、茨城県（市町村）と比べ低い登用率となっています。

また、管理職の在籍状況の女性比率の推移では、平成19年度から0.0%だった女性比率が、平成22年度には4.1%、平成23年度には5.9%と、茨城県（市町村）と同程度になっています。

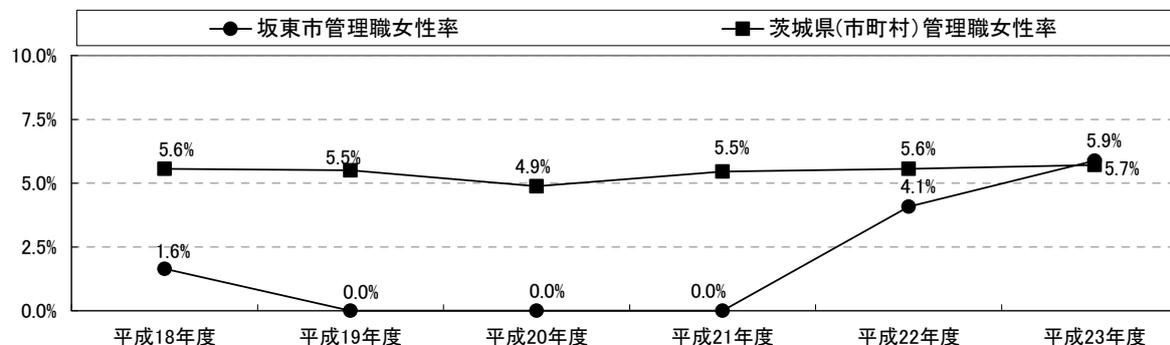
● グラフ 審議会等における女性委員の登用率の推移



● グラフ 地方自治法第180条の5に基づく委員会の女性委員の登用率の推移



● グラフ 管理職の在籍状況の女性比率の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
内閣府男女共同参画局

3 男女共同参画施策の進捗状況

(1) 平成23年度 ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査結果

「ばんどう男女共同参画プラン」(平成20年4月策定)に示された各事業について、平成23年度進捗状況調査の結果をみると、プラン全体では49.6%の施策が「A 達成されている」という状況です。「B 概ね達成されている」の39.5%を合わせると、9割近くの施策が順調に進捗していることがわかります。

●表 平成23年度 ばんどう男女共同参画プラン進捗状況調査結果

| | A 達成 されている | B 概ね達成 されている | C 達成半ば である | D ほとんど 達成できて いない | E 不十分 である |
|---------------------|------------------|--------------------|------------------|---------------------------|-----------------|
| 基本目標1 ともに輝く意識づくり | 57.4% | 37.7% | 3.3% | 1.6% | 0.0% |
| (1) 広報、啓発活動の拡充 | 84.2% | 5.3% | 10.5% | 0.0% | 0.0% |
| (2) 男女平等教育・学習の推進 | 34.6% | 61.5% | 0.0% | 3.8% | 0.0% |
| (3) 生命と性と心の尊重 | 62.5% | 37.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 基本目標2 ともに輝く社会づくり | 45.7% | 31.4% | 20.0% | 2.9% | 0.0% |
| (1) 政策方針決定過程への女性の参画 | 11.1% | 33.3% | 44.4% | 11.1% | 0.0% |
| (2) 地域社会での男女共同参画推進 | 40.0% | 40.0% | 20.0% | 0.0% | 0.0% |
| (3) 職業能力の発揮推進と支援 | 50.0% | 50.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| (4) 労働条件と労働環境整備 | 80.0% | 10.0% | 10.0% | 0.0% | 0.0% |
| 基本目標3 ともに輝く生活づくり | 34.8% | 56.5% | 8.7% | 0.0% | 0.0% |
| (1) 社会と家庭で担う育児・介護 | 57.1% | 42.9% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| (2) 生涯にわたる健康の保持、増進 | 0.0% | 77.8% | 22.2% | 0.0% | 0.0% |
| プラン全体 | 49.6% | 39.5% | 9.2% | 1.7% | 0.0% |

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

(2) 基本目標ごとの進捗状況調査結果

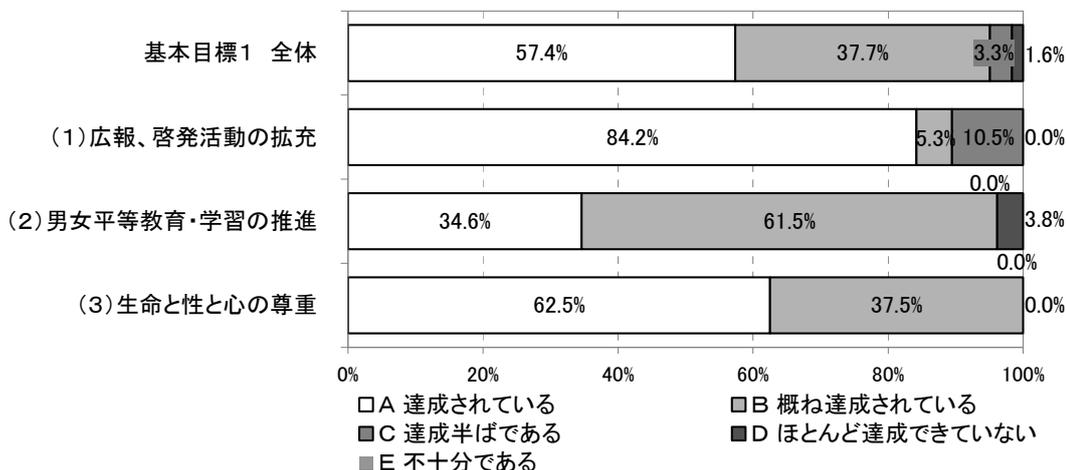
○基本目標1 とともに輝く意識づくりの進捗状況調査結果

「基本目標1 とともに輝く意識づくり」は、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」を合わせると9割を超えています。

施策の基本的方向ごとでみると、「(1) 広報、啓発活動の拡充」は「A 達成されている」が84.2%と達成率が高くなっていますが「C 達成半ばである」が10.5%となっています。

「(2) 男女平等教育・学習の推進」は、「B 概ね達成されている」61.5%で順調に進捗していますが、「D ほとんど達成できていない」が3.8%で、「家庭教育の支援推進」の施策でDの評価がありました。「(3) 生命と性と心の尊重」は、「A 達成されている」が62.5%、「B 概ね達成されている」が37.5%で合わせて100%と、基本目標1では最も達成度が高くなっています。

●グラフ 基本目標1の進捗状況調査結果



●表 基本目標1の進捗状況調査結果

(1) 広報、啓発活動の拡充

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|----|
| 広報紙等による 広報・啓発の推進 | 男女共同参画に関する特集記事を広報紙等へ掲載します。 | A |
| | 各種啓発用パンフレット等を収集し、情報を提供します。 | A |
| | 男女共同参画に関するイベントや関係団体情報を広報紙等へ掲載します。 | A |
| | 広報や出版物等に関するガイドライン(「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」内閣府男女共同参画局作成)の庁内周知と活用を図ります。 | C |
| | 市が作成する広報や刊行物に対して男女共同参画の視点に立った点検を実施します。 | C |
| 地域での啓発・研修 会等の開催 | 県事業と連携して講演会などの啓発事業を展開します。 | A |
| | 男女共同参画講座の継続実施と受講者募集の拡大を図ります。 | A |
| | 自治組織や地域懇談会などの地域の集まり時を利用した啓発を実施します。 | A |

| | | |
|----------------|-------------------------------------------------|---|
| 地域での啓発・研修会等の開催 | 男性や働く女性などが参加しやすい日時や保育等に配慮した講座や講習会を実施します。 | A |
| 住民団体の育成支援 | 広報紙等により男女共同参画に関する活動団体への参加を呼びかけます。 | A |
| | 男女共同参画に関する活動団体相互のネットワーク化を推進します。 | A |
| | 男女共同参画に関する活動団体への活動場所提供及び活動資金助成制度を創設します。 | A |
| | 男女共同参画推進地区委員を募集し、地区リーダー講習会を開催します。 | A |
| 国際的視野の獲得 | 「ハーモニーフライト」(県主催の女性海外派遣事業)の参加者による学習成果発表機会を提供します。 | A |
| | 外国語指導助手(A L T)を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ります。 | B |
| | 国際社会の情報を収集し、提供します。 | A |
| | 外国人のための情報提供や相談事業を実施します。 | A |

(2) 男女平等教育・学習の推進

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|
| 保育や教育現場での男女平等教育の推進 | 互いの人格を尊重し、協力し合う情操豊かな心を育てます。 | B |
| | 遊具や玩具、教材等に対して、社会的性差(ジェンダー)の有無について点検します。 | B |
| | | B |
| | | A |
| | 保健学習や道徳教育等を通して、性差の学習による相互理解と男女共同参画学習を推進します。 | B |
| | 道徳教育や総合的な学習の時間など、あらゆる教育活動を通して、人権教育の強化を図ります。 | B |
| | | B |
| 教職員の研究集会などの体験的な学習を通して人権教育の充実を図ります。 | B | |
| 教職員等の研修の充実 | 生活科、技術・家庭科授業を拡充して男女共同参画の実践を図ります。 | B |
| | 教職員研修会等において社会的性差に関する研修を行います。 | B |
| | 男女共同参画意識を高めるような指導内容を研究します。 | B |
| 家庭教育の支援推進 | 無意識のうちに社会的性差に関する意識を児童生徒に伝えてしまう状況(隠れたカリキュラム)についての意見交換会を開催します。 | B |
| | 婚姻届時など夫婦がそろう機会を捉えて男女共同参画教育に関する案内を行います。 | D |
| | 11月22日の「いい夫婦の日」にちなんだ関連イベントでの啓発強化を図ります。 | A |
| | 保護者学級の開催日時や内容等の検討による男性参加の促進とともに、男女平等教育を導入します。 | B |
| 自治組織や企業、各種団体等への出前講座推進 | 家庭内での男女共同参画を促進する内容の講座を地域ごとに開催します。 | A |
| | 出前講座を積極的に実施し、男女共同参画社会の推進を図ります。 | A |
| | 講師及び講座内容のリストを作成します。 | B |
| 相談窓口の開設 | 男女共同参画に関する相談及び情報提供窓口を設置するとともに、国や県などの既存窓口に関する情報提供を拡充します。 | A |
| | A | |
| | 役所内に各部署より選出した委員による庁内推進会議を設置します。 | A |
| 情報提供体制の充実 | インターネットの市ホームページ上に、男女共同参画に関する情報を集約したページを作成し、活用を図ります。 | A |
| | 図書館等において男女共同参画関連の特設コーナーの設置を促進します。 | B |

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

| | | |
|--|----------------------------------------------|---|
| | 男女共同参画に関する市民意識調査を実施するとともに、結果を公表して意識の啓発に努めます。 | A |
|--|----------------------------------------------|---|

(3) 生命と性と心の尊重

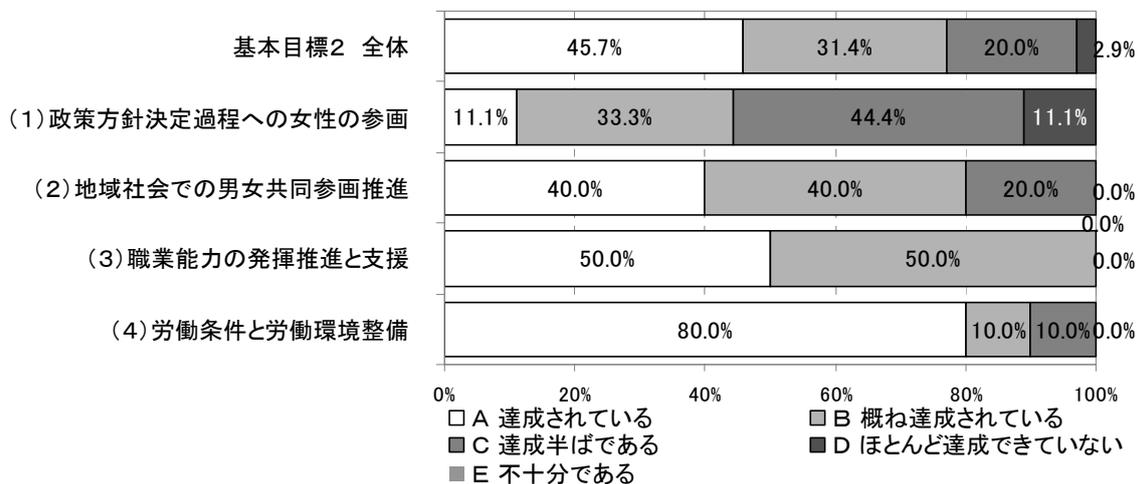
| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|----|
| 生命及び人権尊重の啓発 | 生命の大切さや他人を思いやることのすばらしさ、人権などをテーマとして、映画、演劇などの娯楽と融合した啓発を開催します。 | A |
| | | B |
| 暴力を許さない社会意識の啓発 | 広報紙等に家庭等での暴力に関する問題意識啓発をねらった記事を掲載します。 | A |
| | 女性に対する暴力に関して、実態把握と啓発のためのアンケート調査を実施します。 | B |
| | 児童虐待や問題を抱える家庭、暴力癖のある家庭などの早期発見、保護、支援のためのネットワークをつくり対応します。 | B |
| 有害環境の浄化対策推進 | 青少年にとって何が有害環境であり、どう悪影響があるのかなど、有害環境に関する問題意識啓発を広報紙等で行います。 | A |
| | 書籍や映像ソフトを商品として扱っている店舗に対して、有害図書などの別コーナー化への協力を依頼します | B |
| 相談・保護対策の推進 | 相談窓口及び相談方法等について、広報紙等に掲載します。 | A |
| | 県の関係機関や相談所、また警察等と連携を図り、相談者の具体的な支援策の検討と実施を行います。 | A |
| | 緊急一時保護施設(シェルター)の確保に努めます。 | A |
| | 男女共同参画センター(仮称)の整備に合わせた相談窓口の設置を図ります。 | A |
| セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | セクシュアル・ハラスメントに関して、広報活動や講座を通して住民に啓発します。 | A |
| | 相談窓口及び相談方法等について、広報紙等に掲載します。 | A |
| メディアにおける人権の尊重 | テレビやラジオ、雑誌、インターネットなどのメディア上で発信される情報を理解し活用する力(メディアリテラシー)を育む教育について、情報を収集します。 | B |
| | | B |
| | メディア上での、商品とは関係ない性の描写や人権侵害にあたる表現などに関する住民からの相談窓口を設置し、意見内容を関係機関に報告します。 | A |

○基本目標2 とともに輝く社会づくりの進捗状況調査結果

「基本目標2 とともに輝く社会づくり」は、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」を合わせても8割に達しておらず、「C 達成半ばである」が20.0%、「D ほとんど達成できていない」は2.9%となっています。

施策の基本的方向ごとでみると、「(1) 政策方針決定過程への女性の参画」では、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」を合わせても44.4%で、「C 達成半ばである」が44.4%となっています。「D ほとんど達成できていない」も11.1%となっており、「行政における女性の登用促進」の施策でDの評価がありました。「(2) 地域社会での男女共同参画推進」は、「C 達成半ばである」が20.0%となっています。「(3) 職業能力の発揮推進と支援」は、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」が50.0%ずつで順調に進捗しています。「(4) 労働条件と労働環境整備」は、「A 達成されている」が80.0%と達成率が高くなっています。

●グラフ 基本目標2の進捗状況調査結果



●表 基本目標2の進捗状況調査結果

(1) 政策方針決定過程への女性の参画

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|--------|
| 行政における女性の登用促進 | 女性委員がゼロであったり、男女比に大きな開きがある委員会や審議会に対して改善を要請します。 | C |
| | 委員会や審議会へ女性の登用を促進します。 | D |
| | 研修会等の講師に、女性職員の登用を推進し、指導者としての育成に努めます。 | C |
| | 女性が管理監督者として働きやすい職場となるよう、労働環境の見直しを行います。 | B |
| 女性リーダーの登用促進 | 地域活動及び自主活動グループに対して、啓発チラシなどの配布により、女性の活動に対する正当な評価と女性リーダーの登用を働きかけます。 | C B |
| 人材の育成と情報の収集活用 | 女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報を提供するとともに、独自開催に関して検討を進めます。 | C |
| 男女共同参画推進条例の制定 | 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため条例を制定します。 | A |

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

(2) 地域社会での男女共同参画推進

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|------------------|-------------------------------------------|----|
| 地域活動等に関する情報提供の拡充 | 各種地域活動情報を提供します。 | B |
| | インターネット上で住民への情報提供を実施します。 | A |
| | | A |
| 誰もが参加しやすい条件整備の推進 | 各種地域活動等での開催日時、開催場所への配慮を啓発します。 | C |
| | 地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充を図ります。 | B |
| | | A |
| 住民参加型共同事業の開催 | 各種地域活動を調査し、性別にとらわれた参加者募集や役割分担について是正を進めます。 | C |
| | 広く住民が参加し、共同作業を行うイベントを開催し、相互理解と地域交流を図ります。 | B |
| | | B |
| | A | |

(3) 職業能力の発揮推進と支援

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|-----------|------------------------------------------------------|----|
| 職業能力の向上 | 県やハローワークと連携して、「技能講習会」や「再就職セミナー」などの開催情報の提供と参加募集を行います。 | A |
| | 各種技能資格取得講習会の情報提供と講習会修了者の追跡調査による就労支援を行います。 | B |
| 多様な働き方の推進 | 再就職支援事業等の県事業との連携を図ります。 | B |
| | パート就労相談員等による相談・指導事業の実施を(財)21世紀職業財団と連携を図りながら推進します。 | B |
| | 女性起業家などを交えた異業種交流会を開催し、情報交換や新たなビジネスチャンスを模索する機会を提供します。 | A |
| | パソコンやインターネットなど在宅ビジネスに関する詐欺や被害情報を収集・広報し、注意を促します。 | A |

(4) 労働条件と労働環境整備

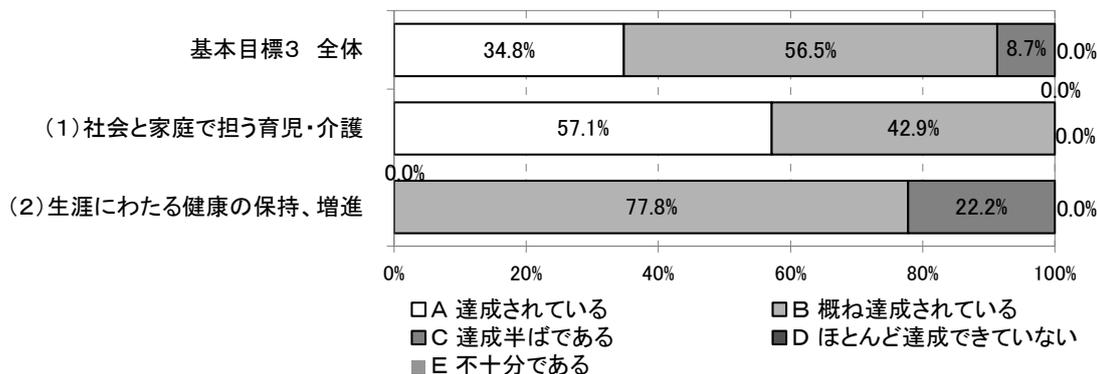
| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----|
| 雇用者・労働者双方に対する労働関係法等の周知 | 関係機関等と連携して、広報紙への記事掲載や啓発冊子を活用して、労働法の周知を図ります。 | A |
| | 県が作成配布している、女性労働者にかかわる法律や制度の普及・啓発のための「働きやすい環境づくりに向けて」を活用した労働環境改善の啓発を推進します。 | B |
| 労働条件の見直し推進 | 関係機関と連携して、性別にとられない個人の能力に合った配置・配属を推進します。 | A |
| | 広報紙等により性別による待遇や昇進の格差に関する相談窓口を周知します | A |
| | | A |
| 多様な働き方を可能とする環境整備 | 家族経営協定の普及を進めるとともに、既締結家庭に対して遵守状況の調査を行います。 | C |
| | 関係機関と協同し、雇用主等へ、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入、在宅勤務などについての啓発を実施します。 | A |
| | | A |
| | 広報紙への記事掲載や啓発冊子の活用により、育児・介護休業制度の利用に対する理解と協力を呼びかけます | A |
| 次世代育成支援行動計画の実施と連携し、多様な保育サービス等の充実や男性の働き方の見直し、家庭での男女共同参画の推進を図ります。 | A | |

○基本目標3 とともに輝く生活づくりの進捗状況調査結果

「基本目標3 とともに輝く生活づくり」は、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」を合わせると9割を超えており、「C 達成半ばである」が8.7%となっています。

施策の基本的方向ごとでみると、「(1) 社会と家庭で担う育児・介護」は、「A 達成されている」と「B 概ね達成されている」を合わせて100.0%と順調に進捗しています。「(2) 生涯にわたる健康の保持、増進」は、「B 概ね達成されている」は77.8%ですが、「C 達成半ばである」が22.2%となっています。

●グラフ 基本目標3の進捗状況調査結果



●表 基本目標3の進捗状況調査結果

(1) 社会と家庭で担う育児・介護

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|-----------|----------------------------------------------------------|----|
| 子育てに関する支援 | 広報紙等に親子で向き合える時間の確保を啓発する記事を掲載します。 | A |
| | 育児休業の取得や早めの帰宅などを推進し、男性も含めた働き方の見直しについて啓発します。 | B |
| | 地域で子育てに関わる大切さについて啓発し、地域行事や地域交流の開催を支援します。 | A |
| | 子どもの権利条約について啓発し、児童虐待防止や子どもが被害者となる事件・事故の防止に努めます。 | B |
| | 次世代育成支援行動計画などと連携を図り、夫婦でともに築く家庭生活や育児への取り組み支援策を促進します。 | B |
| | 次世代を担う児童の出産を奨励し、健全な発育に資するため、出産奨励金を支給します。 | A |
| 高齢者に関する支援 | 介護保険サービスについて啓発し、サービスの適正利用を進めます。 | A |
| | 地域包括支援センター等、介護に関する相談先や相談方法の啓発に努めます。 | A |
| | 家族介護者への各種支援策について、広報紙等へ掲載、介護者教室等への参加を促します。 | A |
| | 地域住民への働きかけによる地域ケア体制の強化に努めます。 | A |
| | 坂東市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画などと連携して、高齢者の介護サービスや生きがい支援の実施に努めます。 | A |

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

| | | |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---|
| 特別な支援を必要とする人への福祉の充実 | 障害のある人やひとり親家庭、生活困窮者など特別な支援を必要とする人に対して、自立支援を目的として、それぞれの状況に応じた適切なサービス提供に努めます。 | B |
| | 相談先、相談方法について情報を提供します。 | B |

(2) 生涯にわたる健康の保持、増進

| 施策の内容 | 具体的な施策 | 評価 |
|---------------------|----------------------------------------------------------|----|
| 生涯を通じた女性の健康に関する意識啓発 | 各ライフサイクルの中で健やかに過ごせるよう実践できる健康知識の啓発を行います。 | B |
| 周産期医療体制の充実 | 妊娠期から一貫した健康管理体制の構築を目指します。また、医療機関等の関係機関との連携を強化します。 | B |
| 母性保護の充実 | すこやか親子21等、思春期保健対策に取り組んでいきます。 | C |
| | 次世代育成支援行動計画に基づき、子どもや母親の確保に努めます。 | C |
| 健康管理体制の充実 | 健康等に関する相談・情報提供を図ります。 | B |
| | 健康診査の実施体制について、健診日時や実施場所の改善により、特に青壮年期から中年期の女性の受診率向上を図ります。 | B |
| | | B |
| | | B |

4 住民意識調査

「第2次ばんどう男女共同参画プラン」の策定に伴い、坂東市の男女共同参画の取り組みや現状などについて、市民の皆様にご意見を伺い、今後の基礎資料として活用することを目的とした、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

調査対象：住民基本台帳に記載のある18歳以上～70歳未満の市民の中から無作為に1,000人を抽出。

調査方法：メール便による配布、無記名にて郵便回収。

調査期間：平成24年8月2日（木）から8月20日（月）。

回収状況：有効回収数 330 票（回収数 335 票） 回収率 33.5%

調査項目

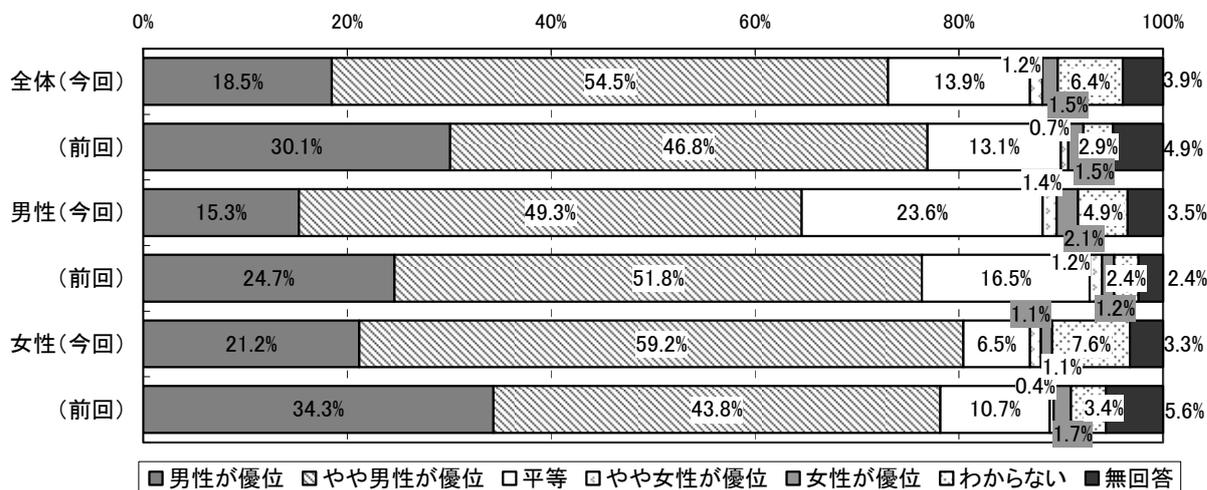
| |
|----------------------------|
| 男女の地位の平等について |
| 家庭での状況について |
| 結婚・出産について |
| 育児・学校教育について（男女平等の視点にたった教育） |
| 就労・職場での状況について |
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について |
| 女性の人権とドメスティック・バイオレンス等について |
| 地域活動・社会参加について |
| 女性の視点にたった防災対策について |
| 保健・福祉について |
| 行政への要望 |
| 自由回答 |

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

(1) 男女の地位の平等について

社会全体として見た場合、男女は平等になっていると思いますか。

●今回（平成24年）と前回（平成19年）の調査結果の比較



今回（平成24年）と前回（平成19年）を比較して見ると、「男性が優位」が前回と比べ、全体では11.6ポイント、男性では9.4ポイント、女性では13.1ポイント減少しています。

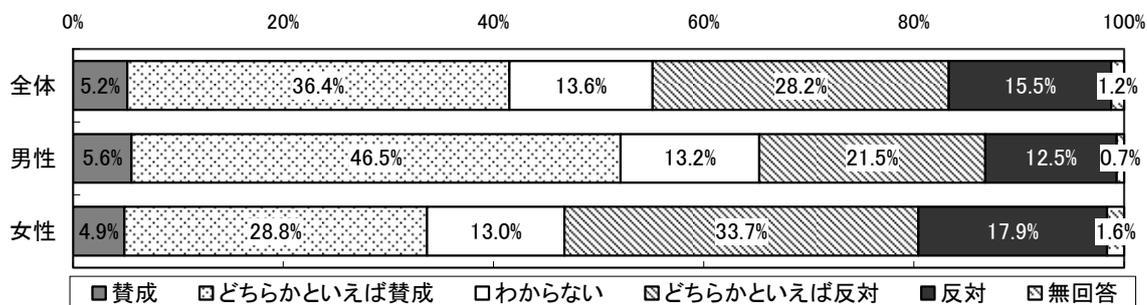
男性では、前回よりも今回調査の方が、「男性が優位」、「やや男性が優位」が減少する一方で「平等」が増加しており、少しずつ男女平等意識が高まってきていることがわかります。

一方、女性では、「男性が優位」は減少しているものの、「やや男性が優位」が15.4ポイント増加し、「平等」は4.2ポイント減少しており、依然として不平等感があります。

(2) 家庭での状況について

あなたは、「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方についてどう思いますか。

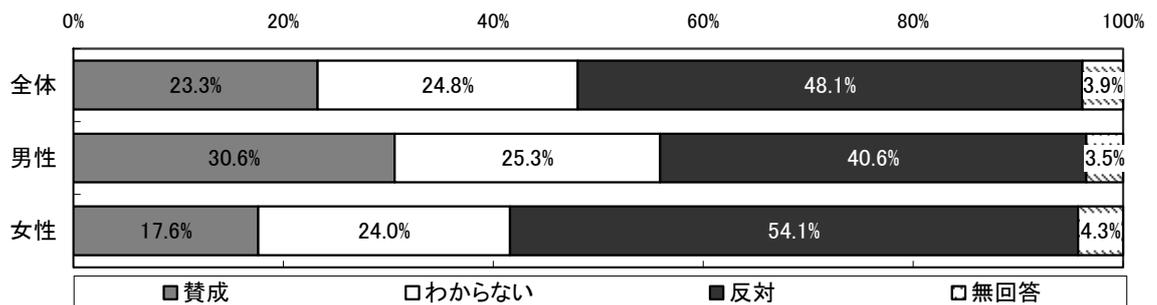
●今回（平成24年）の調査結果



「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方についてどう思うかを尋ねたところ、今回調査（平成 24 年）では、全体を見ると、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせると 41.6%、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると 43.7%で、ほぼ同じ割合となっています。

性別で比較すると、男性では「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせると 52.1%、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると 34.0%で賛成意見の割合が高く、一方女性では「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせると 33.7%、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると 51.6%で反対意見の割合が高くなっています。

●前回（平成 19 年）の調査結果

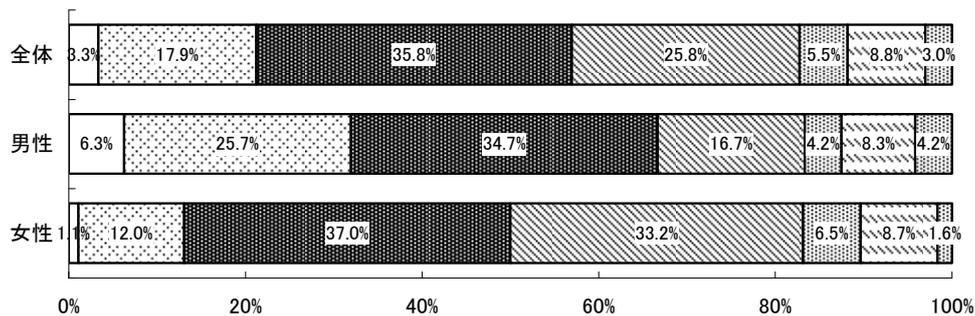


前回調査（平成 19 年）は、選択肢が「賛成」、「わからない」、「反対」となっており比較はできませんが、男性の「賛成」の割合が女性より多く、女性の「反対」の割合が男性より多いという傾向は前回も今回も同様となっています。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

あなたが理想とする「仕事と生活の調和」は、どのようなものですか。また、現在の状況はどうなっていますか。

●理想とする「仕事と生活の調和」の結果

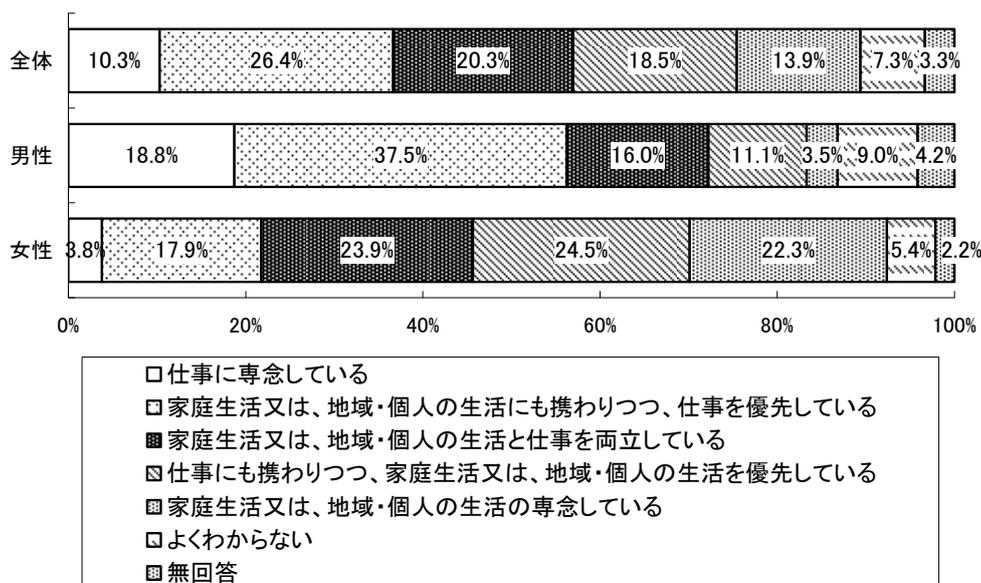


- 仕事に専念したい
- 家族生活又は、地域・個人の生活にも携わりつつ、仕事を優先したい
- 家族生活又は、地域・個人の生活と仕事を両立したい
- ▣ 仕事にも携わりつつ、家庭生活又は、地域・個人の生活を優先したい
- ▤ 家庭生活又は、地域・個人の生活に専念したい
- よくわからない
- 無回答

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

理想とする「仕事と生活の調和」は、全体・男性・女性のいずれも、「家庭生活又は、地域・個人の生活と仕事を両立したい」が最も多くなっています。しかし、性別で比較すると、次いで多かったのが、男性では「家庭生活又は、地域・個人の生活にも携わりつつ、仕事を優先したい」、女性では「仕事にも携わりつつ、家庭生活又は、地域・個人の生活を優先したい」となっています。

●現在の「仕事と生活の調和」の状況の結果



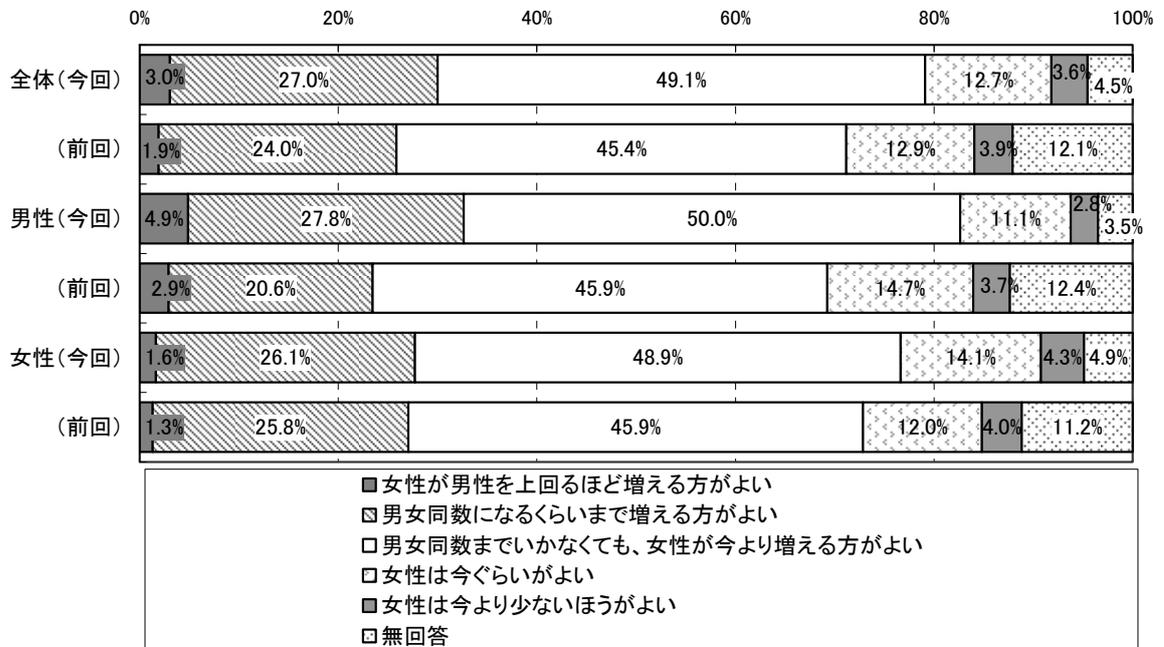
現実の「仕事と生活の調和」の状況では、男女の差がはっきりと出ており、男性では「家庭生活又は、地域・個人の生活にも携わりつつ、仕事を優先している」が最も多く、次いで「仕事に専念している」となっています。

女性では「仕事に専念している」は少なくなっていますが、その他の選択肢は均等な割合になっており、女性の働き方や生活の多様化が表れています。

(4) 地域活動・社会参加について

政治や行政をはじめ、民間の諸活動の分野における女性の参画について、あなたは、どのよう
にお考えですか。

●今回（平成 24 年）と前回（平成 19 年）の調査結果の比較



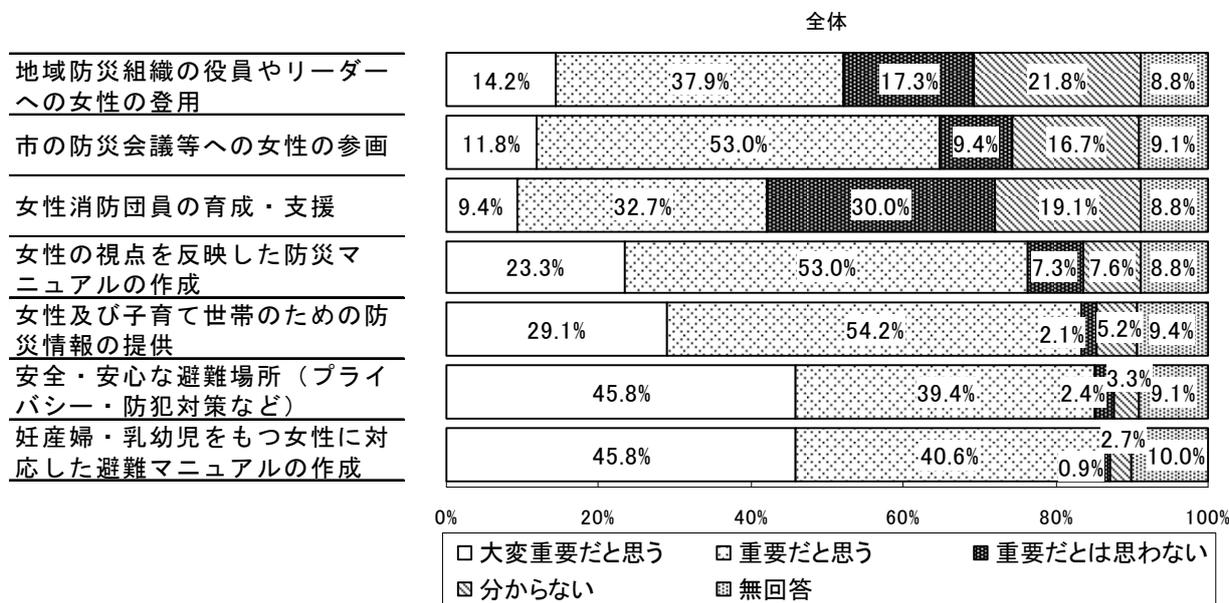
今回（平成 24 年）と前回（平成 19 年）を比較して見ると、全体では「女性が男性を上回るほど増える方がよい」、「男女同数になるくらいまで増える方がよい」、「男女同数までいかなくても、女性が今より増える方がよい」が前回と比べ、わずかですが増加しています。

男性では、前回よりも今回調査の方が、女性の参画を望む声が多くなってきていますが、女性では前回とそれほど変化はなく、むしろ「女性は今くらいがよい」、「女性は今より少ないほうがよい」がわずかに増加しています。

● 第2章 計画の背景と坂東市を取り巻く社会状況 ●●

(5) 女性の視点にたった防災対策について

東日本大震災などの教訓を踏まえ、坂東市が女性の視点にたった防災対策を進めていく上で、何が重要だと思いますか。



女性の視点にたった防災対策では何が重要かを尋ねたところ、「安全・安心な避難場所（プライバシー・防犯対策など）」と「妊産婦・乳幼児をもつ女性に対応した避難マニュアルの作成」で『大変重要だと思う』が45.8%と大変高くなっています。

一方、「地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用」、「市の防災会議等への女性の参画」、「女性消防団員の育成・支援」の防災の指揮系統への女性の参画では、『大変重要だと思う』の割合が低くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

坂東市ではこれまで、男女の区別なく「ひと」がいきいきと輝くことのできる社会づくり、すなわち「ひとが輝くまちづくり」を進めてきました。

この間、施策の展開においては、家庭や学校、職場などあらゆる場面で男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、社会の最小単位である「家庭」に着目した意識づくりを積極的に推進してきました。

その結果、女性の就労率は上昇し、男性の固定的な役割分担意識や平等意識も着実に変化しています。その反面、女性の意識の変化を見ると、積極的な社会参画や地域づくりへの参画には抵抗があることが分かり、これらを解消していくことが課題となっています。

これからは、一人ひとりの個人が輝き自己実現を果たしていくことはもとより、「地域社会」や「政策決定過程」など、より広い枠組みにおいて男女がともに能力を発揮していくことが求められています。

そこで、坂東市においては、「家庭」から「地域」へと男女共同参画社会の取り組みを広げ、「ひと」と「ひと」の繋がりを大切にしながら、男女の区別なく共に手を携え地域づくりを担う社会を目指します。

つなげようまちづくりの輪 ともに歩もう参画社会

— 家庭から地域へ広がる男女共同参画社会 —

「つなげようまちづくりの輪 ともに歩もう参画社会 — 家庭から地域へ広がる男女共同参画社会 —」は以下の基本理念によって推進していきます。

- すべての市民の人権が尊重され、性別によって差別されることなく、個人としての能力を発揮する機会が誰にでも確保されること
- 性別による固定的な役割分担意識などが個人の活動に影響を及ぼすことなく、多様な生き方を選択できるよう配慮されること
- 男女が対等に、施策方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
- 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他あらゆる生活や活動に平等な立場で関わり、責任を分かち合えること
- 男女共同参画の推進を、国際社会における取り組みと協調して行うこと

2 基本的視点

この計画を策定するにあたり、以下の6点を留意すべき視点と考え、基本的視点として位置づけます。

(1) 人権の尊重

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。

しかし、私たちの周りには、歴史的・文化的に形成されてきた社会的性差（ジェンダー）が存在し、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されています。また、暴力は重大な人権侵害であり、それを許さない社会であることが重要です。

こうした社会的性差に敏感な視点を定着させることにより、全ての人がひとりの人間として敬意を払われ、自分の意志で自分らしく生きるための権利が尊重されることを目指します。

(2) 参画機会の平等

社会的性差はさらに、「男だから」とか「女だから」といった理由だけで、本来なら平等に与えられているはずの社会参加の機会さえ奪っています。

これは、個人的な問題であると同時に、社会全体の行き詰まりをも招きかねない問題です。

こうした意識を解消し、男女が性にとらわれることなく、政治、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野に共に責任を担って参加し、主体的に関わっていくことのできる社会を目指します。

(3) 連携（パートナーシップ）の確立

連携（パートナーシップ）とは、男と女、高齢者と若者、住民と行政など様々な立場での対等な協力関係のことを指しています。個人個人が様々な立場で連携していくことによって、個人の自己実現とより成熟した地域社会の形成が可能となります。

したがって、世代間、地域間、職業間など様々な人々の参画と共同を推進し、より多くの優良な連携が確立できる社会を目指します。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方です。

誰でもが、子育て期や中高年期など各ライフステージで、仕事でも、家庭でも、地域でも、やりがいや充実感が持てるような生き方の選択ができる社会を目指します。

(5) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成は、男性が暮らしやすくなるものであることへの理解を深めることが重要です。

女性のみならず男性も固定的役割分担意識を解消し、男性の長時間労働の抑制や働き方の見直しや、家事・育児、地域活動へも積極的に参加していけるように理解を深めていくことを目指します。

(6) 子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画の裾野を広げるためには、これからの時代を担う子ども達にも積極的に働きかけていく必要があります。

子ども達が、それぞれの個性や能力を発揮できるように、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促す教育を行うことを目指します。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

男女の人権が尊重される社会の構築に向けて、性別による固定的役割分担意識の解消など男女共同参画の視点に立った意識の改革、男女平等を推進する教育や学習環境の充実、生命・人権の尊重の啓発、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた女性の健康支援などの総合的な取り組みを推進します。

- | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 施策の基本的方向 | (1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (2) 男女平等教育・学習の推進 (3) 生命と性と心の尊重 (4) 生涯にわたる健康の保持・増進 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が男女共同参画の視点を持ち、主体的に社会のあらゆる分野に参画できる機会を得られるように、政策方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。また、働き方の見直しなど、男性にとっての男女共同参画の理解促進、将来を見通した自己形成ができるよう子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図ります。さらに、市民・事業者・団体が男女共同参画の視点を持って地域の課題を解決するための取り組みの促進、女性の視点からの地域の防災や防犯を推進します。

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策の基本的方向 | (1) 政策方針決定過程への女性の参画 (2) 男性にとっての男女共同参画 (3) 子どもにとっての男女共同参画 (4) 地域社会での男女共同参画推進 (5) 防災における男女共同参画の推進 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

男女が意欲を持って就労し性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境を整えるため、雇用の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、生涯にわたる雇用・就業の支援、農業等における性別による固定的役割分担意識の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、育児や介護の負担を社会で担っていくシステムの拡充、高齢者や特別な支援を必要とする人への福祉の充実などに向けた取り組みを推進します。

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 施策の基本的方向 | (1) 労働条件と労働環境整備 (2) 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援 (3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|

4 施策の体系

| 基本目標 | 施策の基本的方向 | 施策の内容 | |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 基本目標Ⅰ 男女の人権が 尊重される 社会の構築 | (1) 男女共同参画の視点 に立った意識の改革 | ① 広報紙等による広報・啓発の推進 | |
| | | ② 地域で啓発・研修会等の開催 | |
| | | ③ 住民団体の育成支援 | |
| | | ④ 国際的視野の獲得 | |
| | (2) 男女平等教育・学習 の推進 | ① 保育や教育現場での男女平等教育の推進 | |
| | | ② 教職員等の研修の充実 | |
| | | ③ 家庭教育の支援推進 | |
| | | ④ 自治組織や企業、各種団体等への出前講座推進 | |
| | | ⑤ 相談窓口の開設 | |
| | | ⑥ 情報提供体制の充実 | |
| | (3) 生命と性と心の尊重 | ① 生命及び人権尊重の啓発 | |
| | | ② 暴力を許さない社会意識の啓発 | |
| | | ③ 配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進 | |
| ④ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | | | |
| ⑤ メディアにおける人権の尊重 | | | |
| (4) 生涯にわたる健康の 保持・増進 | ① 生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透 ② 女性の健康の保持・増進への支援 | | |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野 における 男女共同参画 の推進 | (1) 政策方針決定過程へ の女性の参画 | ① 行政における女性の登用促進 ② 女性リーダーの登用促進 ③ 人材の育成と情報の収集活用 | |
| | (2) 男性にとっての男女 共同参画 | ① 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援 ② 事業者・団体に対する働きかけの推進 | |
| | (3) 子どもにとっての男 女共同参画 | ① 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進 ② 子どもに関する相談支援体制の整備 | |
| | (4) 地域社会での男女共 同参画推進 | ① 地域社会等に関する情報提供の拡充 ② 誰もが参加しやすい条件整備の推進 ③ 住民参加型共同事業の開催 | |
| | (5) 防災における男女共 同参画の推進 | ① 女性の視点に立った地域防災の推進 | |
| | 基本目標Ⅲ 多様な働き方 を可能にする 環境の整備 | (1) 労働条件と労働環境 整備 | ① 雇用者・労働者双方に対する労働関係法等の周知 |
| | | | ② 労働条件の見直し推進 |
| | | | ③ 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備 |
| | | | ④ 農業等における男女共同参画の推進 |
| | | (2) 男女の生涯にわたる 雇用・就業の支援 | ① 人生の各段階の希望に応じた就職・再就職、起業などの実践に向けた支援 |
| ② 女性の継続就業の支援 | | | |
| ③ 職業能力の向上 | | | |
| ④ 多様な働き方の推進 | | | |
| (3) 男女の仕事と生活の 調和（ワーク・ライ フ・バランス）の促進 | | ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進 | |
| | | ② 多様な働き方を可能とする環境整備 | |
| | | ③ 子育てに関する支援 | |
| | | ④ 高齢者に関する支援 | |
| | | ⑤ 特別な支援を必要とする人への福祉の充実 | |

第 4 章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の構築

●現況と課題●

男女共同参画の視点に立った意識の改革

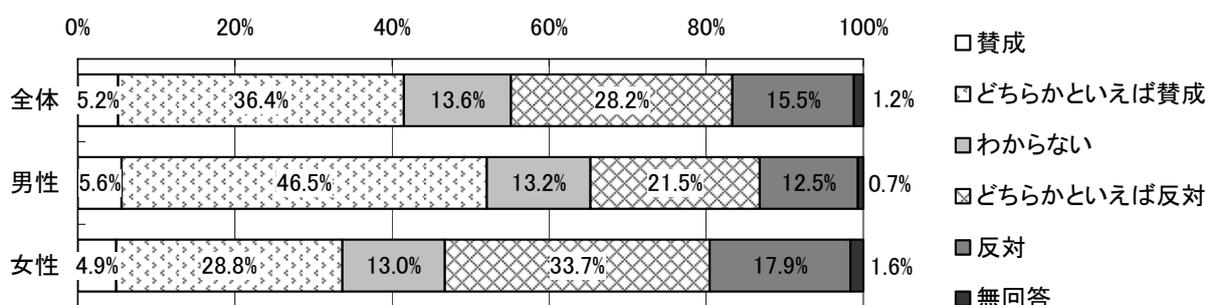
男女共同参画社会の実現とは、男女が互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が性別にかかわらず十分に発揮される社会が構築されることです。

しかし、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識は、未だに残っており、男女ともに意識の改革が必要です。

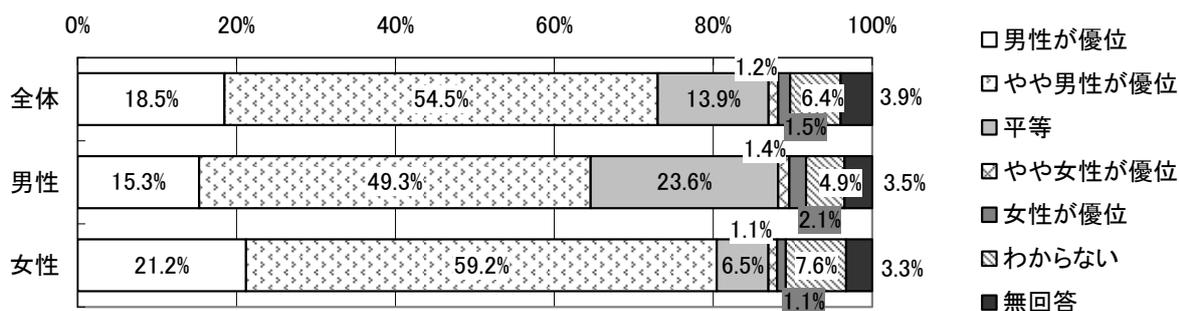
平成24年調査の「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（以後「住民意識調査」）によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせると41.6%、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると43.7%とほぼ同程度の割合となっていますが、性別で見ると、男性では賛成意見（52.1%）の割合の方が高く、女性では反対意見（51.6%）の割合の方が高くなっており、男女の意識の違いが表れています。（図Ⅰ-1）また、男女の地位の平等について見ると、「社会全体として見た場合」で、「男性が優位」と「やや男性が優位」を合わせた割合は、全体で73.0%となっており、依然として、社会全体では男女の地位は男性が優位という風潮が強くなっていることがわかります。（図Ⅰ-2）

男女の意識改革を進めるため、あらゆる機会を活用して啓発を図っていく必要があります。

●図Ⅰ-1 性別による固定的役割分担意識



●図Ⅰ-2 男女の地位の平等感



男女平等教育・学習の推進

男女平等感や人権意識を育てていくには、教育の場において男女平等教育の推進や学習環境を充実させていくことが大切です。また、家庭においても男女平等の意識を高めていく必要があります。

「住民意識調査」によると、学校における教育で最も力を入れてほしい項目は「生活指導や進路指導において性別に関係なく、個性や能力を生かす指導を行う。」となっており、学校教育においては、男女平等の意識づくりはもとより、実践的な男女共同参画教育の推進が求められています。(図 I-3)

●図 I-3 学校における教育環境の中で特に取り入れてほしい、力を入れて欲しいこと

| 項目 | 割合 |
|-----------------------------------------------|-------|
| 生活指導や進路指導において性別に関係なく、個性や能力を生かす指導を行う。 | 77.6% |
| 生徒、保護者及び教職員に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実する。 | 43.3% |
| 男女平等の意識を育てる教育を授業に取り入れる。 | 34.8% |
| 教員の男女の社会的な性差についての固定概念を取り除く研修を行う。 | 22.1% |
| 女性の校長や教頭を増やしていく。 | 11.5% |

*10%を超える項目を抽出。複数回答のため、割合の合計は100%を超える。

生命と性と心の尊重

配偶者などからの暴力は重大な人権侵害です。他にも人権侵害にはセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な形態があります。また、これらの行為は社会の理解も不十分で個人的な問題とされることも多く、潜在化しがちです。

「住民意識調査」によると、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験は、男性が2.8%に対し女性は15.8%で、女性が被害にあっている割合の方が高くなっています。

男女間におけるあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を許さない意識の啓発や被害者への支援の充実が求められています。

生涯にわたる健康の保持・増進

男女がこころやからだの健康について確かな知識や情報を得て、互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で大切なことです。特に、女性は妊娠・出産の可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なった健康上の問題が起こることに留意しなくてはなりません。そのため、生涯を通じた「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した女性の健康支援、また、男女の性差に応じた健康支援への取り組みも重要です。

「住民意識調査」によると、最近1年間に健康診断を受けていない市民は5人に1人（19.1%）で、を受けていない理由としては、「仕事が忙しかった」が最も多くなっています。

生涯を通じた健康に関する意識を高めるとともに、思春期から高齢期まで、それぞれの年齢に応じた支援を図っていく必要があります。

(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

●5年後の姿●

市民が、いつでも男女共同参画に関する情報を得ることができ、講座やイベントへの参加機会が増えることによって、地域での研修や活動に積極的に参加しています。また、市民に対し国際感覚を養う機会を提供するとともに、子どもの頃から外国語にふれることで、国際感覚を身につける若者が増え、外国人も暮らしやすいまちになっています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|----------|----------|
| 男女共同参画社会という言葉を知っている市民の割合 | 「住民意識調査」で男女共同参画社会という言葉を知っている」と「大体は知っている」を合わせた市民の割合を増やす | 32.5% | 60.0% |

●実施計画・取り組み●

①広報紙等による広報・啓発の推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|-------|
| 広報紙への掲載 | 男女共同参画推進に関する事業や啓発などについての記事を、定期的に広報紙等に掲載します。 | 市民協働課 |
| 啓発パンフレットの収集・提供 | 各種啓発用パンフレットや情報等を収集し、ホームページへの掲載や各種施設等に設置します。 | 市民協働課 |
| イベント等の情報提供 | 男女共同参画の講座、講演会、標語募集等を積極的に開催し、広報やホームページ等に掲載していきます。 | 市民協働課 |
| | 女性団体の活動を積極的に広報紙やお知らせ版、ホームページに掲載していきます。 | 市民協働課 |
| ガイドライン(公的広報)の周知と活用 | 内閣府男女共同参画局作成のガイドライン等を活用し、庁内で周知していく方法を検討します。 | 市民協働課 |
| 広報や刊行物に対しての男女共同参画の視点に立った点検 | 市が作成する広報や刊行物に対する男女共同参画の視点に立った点検について、広報担当課と連携した取り組みを進めます。 | 市民協働課 |

②地域で啓発・研修会等の開催

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 啓発事業の展開 | 県事業と連携して講演会などの開催事業について啓発し、参加を促します。 | 市民協働課 |
| 各種講座の充実 | 男女共同参画社会形成に関する各種講座を開催します。また、受講者募集の拡大を図ります。 | 市民協働課 |
| 出前講座等における啓発 | 市民講座、出前講座等の開催時や自治組織、地域懇談会などを利用した啓発を実施していきます。 | 市民協働課 |
| 誰もが参加しやすい講座の実施 | 男女共同参画講座・いい夫婦の日イベント等については、男性や働く女性など誰もが参加しやすい日時で、保育等にも配慮し開催していきます。 | 市民協働課 |

③住民団体の育成支援

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 活動団体への参加促進 | 男女共同参画に関する活動団体への参加の呼びかけなど、広報紙、ホームページ等を活用して、情報を発信し、団体の育成支援に努めます。 | 市民協働課 |
| 活動団体相互のネットワーク化 | 懇談会や市との共催事業等を開催し、女性団体グループとの交流の場を設けるなど、より多くの女性団体が、連携し活発な活動ができるよう相互のネットワーク化を促進します。 | 市民協働課 |
| 活動団体への支援 | 男女共同参画に関する活動団体への活動場所の提供と女性団体への活動助成に努めるとともに、より使いやすい活動場所について検討を進めます。 | 市民協働課 |
| 地区リーダーの育成 | 県より委嘱されている男女共同参画推進委員を募集し、活動の援助に努めながら、地域住民の男女共同参画の意識の高揚を図ります。 | 市民協働課 |
| | 地区リーダー講習会など、女性団体や男女共同参画推進の活動場所として女性センターを提供していきます。 | 市民協働課 |

④国際的視野の獲得

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 「ハーモニーフライト」への参加支援と学習成果の活用 | ハーモニーフライト(県主催の女性海外派遣事業)募集についての啓発と参加者に対して助成を行います。また、参加者による学習成果報告会を企画し、より多くの市民に国際感覚を養う機会を提供していきます。 | 市民協働課 |
| 外国語指導助手(ALT)の活用 | 小学校は外国語活動、中学校には英語の授業を中心に、外国語指導助手(ALT)を幼小中に柔軟に配置し、英語教育の幼小中連携を強化していきます。 | 指導課 |
| 国際社会の情報収集・提供 | 広報紙、ホームページ等を活用して、情報を発信し、国際的視野の醸成に努めます。また、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する図書を女性センターに取り揃えていきます。 | 市民協働課 |
| 外国人のための情報提供・相談事業 | 女性センターの女性相談窓口において、外国人の方が安心して暮らせるための相談、情報提供の充実を図ります。(内閣府作成パンフレット8ヶ国語) | 市民協働課 |

(2) 男女平等教育・学習の推進

●5年後の姿●

子ども達が、男女共同参画の視点に立った指導のもと、男女の違いを認識し、互いの人権を尊重し協力し合う教育を受けています。また、男女が家庭を築く時からの啓発や、自治組織・地元企業への啓発を実施することで、地域の男女共同参画意識が高まっています。さらに、市は市民に対し、相談窓口や情報の提供を積極的に行っています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|--------------------------------------|----------|----------|
| 学校教育の中で男女が平等だと思う市民の割合 | 「住民意識調査」で学校教育の中で男女が「平等」だと思う市民の割合を増やす | 43.0% | 60.0% |

●実施計画・取り組み●

①保育や教育現場での男女平等教育の推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|------------------------|-------------------------------------------------|--------|
| 情操豊かな心の育成 | 市の教育目標に基づき、互いの人格を尊重し、協力し合う情操豊かな心を育てます。 | 指導課 |
| 社会的性差（ジェンダー）の有無についての点検 | 各学校・幼稚園と連携し、社会的性差について、年間を通じて点検を実施していきます。 | 学校教育課 |
| | 社会的性差について、教科書センターでチェックしたり、各学校・幼稚園の訪問時に点検していきます。 | 指導課 |
| | 保育所において、社会的性差がないように留意していきます。 | 子育て支援課 |
| 人権教育の充実 | 道徳教育や総合的な学習の時間など、あらゆる教育活動を通じた、人権教育の充実を図ります。 | 指導課 |
| | 人権擁護委員が中心となり、学校訪問や人権作文を募集し、啓発を継続します。 | 社会福祉課 |
| 教育現場での人権教育の充実 | 教職員の研究集会などの体験的な学習を通じた人権教育の充実を図ります。 | 指導課 |
| | 人権についての標語やポスターの作成を、引き続き継続します。 | 社会福祉課 |

②教職員等の研修の充実

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------|---------------------------------------|-----|
| 社会的性差に関する研修の実施 | 人権教育研修において、教職員に対し社会的性差に関する研修を実施します。 | 指導課 |
| 男女共同参画意識を高める指導内容の研究 | 研修会への参加・資料収集など男女共同参画意識を高める指導内容を研究します。 | 指導課 |

③家庭教育の支援推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 男女共同参画教育に関する案内の実施 | 男女共同参画教育に関する各種資料の配布等を通じて啓発活動を行います。 | 市民サービス課 窓口センター |
| | 婚姻届時におけるパンフレット等の配布を継続して行います。 | |
| イベントにおける啓発強化 | 「いい夫婦の日」や「生き生き生活フェア」等のイベントのなかで、男女共同参画の意識の啓発を図ります。 | 市民協働課 |
| 保護者への男女平等教育の啓発 | 保護者学級の開催日時や内容を工夫することで男性参加の促進を図るとともに、学校・幼稚園だより等により、男女平等教育の啓発を継続していきます。 | 指導課 |
| 家庭内での男女共同参画の促進 | 出前講座・男女共同参画講座・講演会等で男女共同参画を推進していきます。 | 市民協働課 |

④自治組織や企業、各種団体等への出前講座推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------|------------------------------------------------|-------|
| 出前講座の実施 | 出前講座を積極的に実施し、男女共同参画社会の推進を図ります。 | 市民協働課 |
| 講師登録の促進 | 講師及び講座内容のリストを作成するとともに、ホームページ等を利用した講師の登録を促進します。 | 市民協働課 |

⑤相談窓口の開設

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 相談及び情報提供窓口の設置と情報提供の拡充 | 女性センターの充実を図ります。 | 市民協働課 |
| | 女性センター内の女性相談窓口において、女性が安心して暮らしていくための相談・情報提供の充実を図ります。国や県などの既存窓口に関する情報提供を拡充します。 | 市民協働課 |

⑥情報提供体制の充実

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 市ホームページの活用 | 市ホームページ上に、男女共同参画に関する情報を集約したページを作成し、男女共同参画に関する記事を引き続き掲載し、活用を図ります。 | 市民協働課 |
| 関連図書の実 | 女性センター内に、男女共同参画関連の書籍等を設置し、情報の提供をしています。また、市立図書館においても、女性センターと連携して、男女共同参画関連図書を収集し、コーナーを設け市民へ提供していきます。 | 図書館 |
| 市民意識調査の把握と意識の啓発 | 男女共同参画プラン改訂時に市民意識調査を実施し、結果を公表して意識の啓発に努めます。また、市民や女性団体との意見交換会等も実施します。 | 市民協働課 |

(3) 生命と性と心の尊重

●5年後の姿●

生命の大切さや人権についての啓発を行うことによって、地域にあらゆる暴力を許さない社会意識が浸透しています。また、市は、関係機関との連携により、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策や被害者の保護・支援を行っており、市民が安心して暮らしています。さらにメディアリテラシー教育により、メディアにおける人権侵害を排除する気運が高まっています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成24年度 | 平成29年度 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------|--------|--------|
| 配偶者やパートナーからの暴力(DV)を受けた経験のない女性市民の割合 | 「住民意識調査」で配偶者やパートナーからの暴力(DV)を受けた経験が「ない」女性市民の割合を増やす | 83.2% | 95.0% |

●実施計画・取り組み●

①生命及び人権尊重の啓発

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 生命の大切さや人権などをテーマとした映画、演劇などと融合した啓発 | 人権週間において、人権をテーマとした寸劇の上演など、人権啓発キャンペーンを実施します。 | 社会福祉課 |
| | いい夫婦の日イベントにおいて、楽しみながら男女共同参画推進が図られるよう工夫していきます。 | 市民協働課 |

②暴力を許さない社会意識の啓発

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 家庭等での暴力に関する問題意識の啓発 | 広報紙等において、家庭等での暴力に関する問題意識啓発を目的とした記事を掲載していきます。 | 市民協働課 |
| 暴力を許さない社会意識の啓発 | スーパーのトイレ等に引き続き女性相談啓発カードを設置します。また、各種イベント等を利用し、暴力を許さない社会意識の啓発・相談体制を整えていきます。 | 市民協働課 |
| 児童虐待等の早期発見、保護、支援のためのネットワークづくり | 児童虐待や問題を抱える家庭、暴力癖のある家庭などの早期発見、保護、支援のためのネットワークが重要であることから、増加する要保護児童に対して、家庭相談員を中心に家庭訪問やケース検討会議を開き、要保護児童を支援します。また、坂東市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携を密にし問題解決に取り組んでいきます。 | 子育て支援課 |

③配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|------------------------------|------------------------------------------------------|-------|
| 配偶者等からの暴力の相談窓口及び相談方法等についての周知 | 配偶者等からの暴力に関する相談窓口及び相談方法等についての広報紙等への掲載を継続していきます | 市民協働課 |
| 相談者への具体的な支援策の検討と実施 | 警察や県等の関係機関と連携し、配偶者等からの暴力に関する相談者への具体的な支援策の検討と実施に努めます。 | 市民協働課 |
| 女性センター相談室の充実 | 女性センターでの相談窓口の充実と関係機関との連携を図り、相談しやすい環境づくりを図っていきます。 | 市民協働課 |

④セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|
| セクシュアル・ハラスメント防止の啓発 | 男女共同参画講演会開催時に、啓発していきます。また、坂東市トップセミナーを通して事業所に対し啓発しています。 | 市民協働課 |
| セクシュアル・ハラスメントの相談窓口及び相談方法等についての周知 | 相談窓口及び相談方法等について、広報紙等に随時掲載していきます。 | 市民協働課 |

⑤メディアにおける人権の尊重

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| メディアリテラシーを育む教育についての情報収集 | テレビやラジオ、雑誌、インターネットなどのメディア上で発信される情報を理解し活用する力（メディアリテラシー）を育む教育について、情報を収集します。また、情報モラル教育を教職員の研修とあわせて取り組み、研修会への参加や資料収集を実施します。 | 学校教育課 |
| | 児童・生徒に対し、携帯電話・ネット等に対する情報モラル教育を推進する中で、メディアにおける人権意識を高めていきます。 | 指導課 |
| メディア上での表現に関する相談窓口の設置 | 女性センターの女性相談窓口において、商品とは関係ない性の描写や人権侵害にあたる表現などに関する住民からの相談への対応、および意見内容の関係機関への報告を継続していきます。 | 市民協働課 |

(4) 生涯にわたる健康の保持・増進

●5年後の姿●

市民がそれぞれの性や年齢に合った健康に関する正しい知識を持ち、定期的に健康診査等を受けることにより、地域で健やかな生活を営んでいます。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成24年度 | 平成29年度 |
|---------------------|----------------------------------------------------------|--------|--------|
| 1年間に健康診査を受けた女性市民の割合 | 「住民意識調査」で最近1年間で、市の健診、勤務先、就学先、医療機関での健康診査を「受けた」女性市民の割合を増やす | 74.0% | 85.0% |

●実施計画・取り組み●

①生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 年齢に対応した健康知識の啓発 | 各ライフサイクルの中で健やかに過ごせるよう、健康に関する知識の普及、および、各種健診・生き生き健康サロン等の事業を通して面接もしくは電話による相談を行います。 | 健康づくり推進課 |

②女性の健康の保持・増進への支援

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 妊娠期から一貫した健康管理体制の構築 | 安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊婦健康診査受診券(全14回分)を発行し、早期からの支援に努めます。また、医療機関等の関係機関との連携を強化し、県外の医療機関受診者も受診券が使えるように配慮します。 | 健康づくり推進課 |
| 思春期保健対策 | 思春期保健対策として、市内の各小中学校に出向き、保健師・助産師と共に「命の大切さ」「性感染症」等の正しい知識の普及に努め、衛生教育を行います。 | 健康づくり推進課 |
| 子どもや母親のこころとからだの健康の確保 | 乳幼児健診(3か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児)の実施の他、いろいろな教育を通して母親同士のつながりを深められるような取り組みを行います。 | 健康づくり推進課 |
| 健康に関する相談・情報提供 | 健康等に関する情報を広報紙へ掲載するとともに、センター健診やコミュニティ健診で“健康かわら版”の配布を行い、意識の啓蒙に努めます。 | 健康づくり推進課 |
| 青壮年期から中年期の女性の受診率向上 | がん検診について、希望者と前年受診者に個人通知を行います。 | 健康づくり推進課 |
| | 保健センターを会場とし、休日・早朝も含めた総合健診等を実施するとともに、地区の中心に出向き健診を実施し、受診率の向上を目指します。 | 健康づくり推進課 |
| | 婦人がん検診は、集団検診・施設健診を実施することで、働く女性の利便性を高め、受診率の向上を図ります。 | 健康づくり推進課 |
| | 健診日程表の全戸配布の他、広報坂東お知らせ版に掲載するなど、周知に努めます。 | 健康づくり推進課 |

※平成25年4月1日より、保健センターは健康づくり推進課に変更。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

●現況と課題●

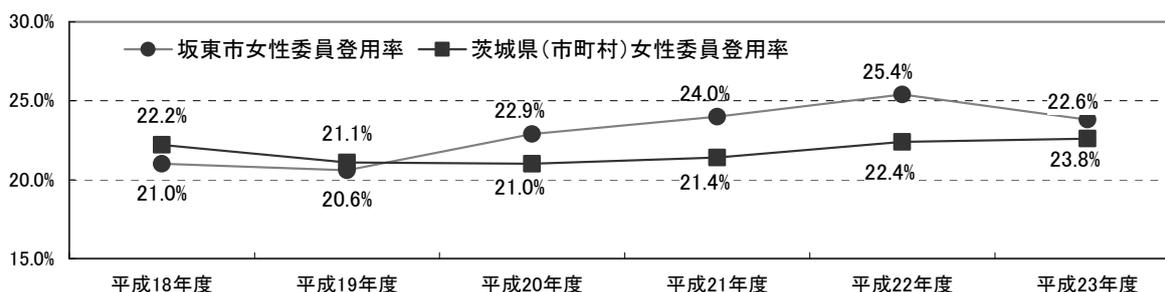
政策方針決定過程への女性の参画

男女が性別に関わりなく個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、政策方針決定過程へ男女が共同参画し、互いの意見や考え方を反映させていくことが重要です。

しかし、坂東市の審議会等における女性委員の割合は、平成23年度で23.8%となっており、茨城県（市町村）の登用率をわずかに上回っているものの決して高い割合ではありません。（図Ⅱ-1）

坂東市総合計画後期基本計画の施策の目標では、平成28年度に27%の女性登用率を目指しており、女性の政策方針決定過程への参画を推進するために、登用促進に向けて取り組みの強化が必要です。

●図Ⅱ-1 審議会等における女性委員の登用率の推移



男性にとっての男女共同参画

男女共同参画の裾野を広げるには、男性やこれからの社会を担う子どもが、多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面で活躍できる社会を目指すことに理解を深めていく環境づくりが大切です。

男性の固定的役割分担意識の解消や長時間労働の働き方を見直し、男性も家事・育児や地域活動などへ積極的に参画できる環境づくりが必要です。「住民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭（家事）」に賛成した理由で、「男性は仕事、女性は家事や育児に向いているから」と答えた男性は44.0%であるのに対し、女性は56.5%と10ポイント以上も高く、男性の意識だけでなく、女性の意識も変えていく必要があります。

子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、学校や家庭における教育や指導により、子どもの頃からの男女共同参画に対する正しい理解や自立の意識を持たせることが重要です。

「住民意識調査」によると、学校で「生活指導や進路指導において性別に関係なく、個性や能力を生かす指導」に力を入れてほしいという意見が最も多くなっています。学校での指導とともに、子どもが個性と能力を発揮し、将来を見通した自己形成ができるような家庭教育の支援も進めていく必要があります。

地域社会での男女共同参画推進

様々な地域での課題に対応し解決していくためには、多様な人材による多様な視点を取り入れていくことが必要です。そのためには、地域における方針決定過程への女性の参画や特定の性や年齢層で担われている分野への男女の積極的な参画など、新たな視点からの取り組みが大切です。

しかし、社会の各分野において不平等感は存在しており、性別による固定的役割分担意識も根強く残っています。地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の視点を持った実践的な活動を進めていくよう、市民・事業者・団体に対しての働きかけや活動促進の支援を進めていく必要があります。

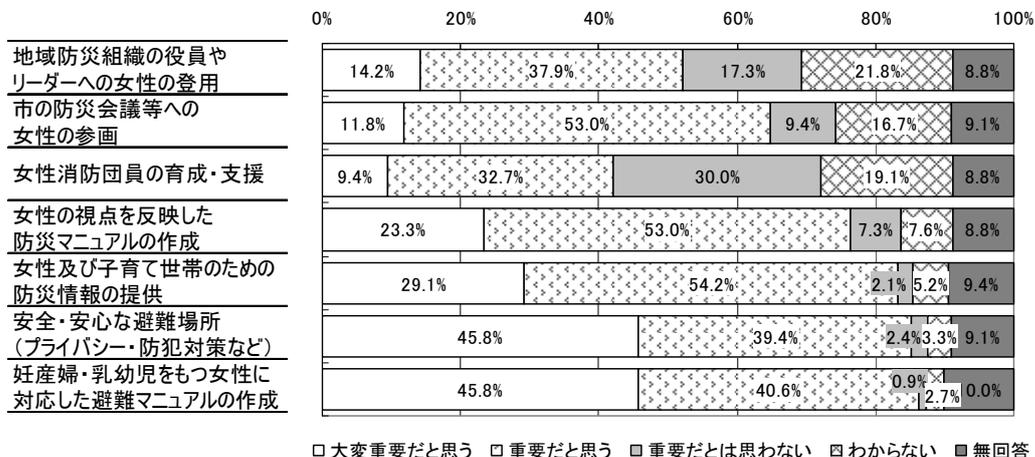
「住民意識調査」では、現在、地域の団体やサークル活動に参加していない男性市民が39.8%に対し、女性市民は52.7%と半数以上です。女性の参加を促す必要があります。

防災における男女共同参画の推進

東日本大震災での避難生活において、女性や乳幼児を抱えた家族に対するプライバシーや防犯対策への配慮は充分とは言えず、女性の視点からの防災対策の必要性が高まっています。また、地域での支え合いや助け合い、みんなで力を合わせる地域力も重要です。

「住民意識調査」でも、「安全・安心な避難場所（プライバシー・防犯対策など）」「妊産婦・乳幼児をもつ女性に対応した避難マニュアルの作成」を『大変重要だと思う』（45.8%）と回答した割合が大変高くなっており、女性の視点を踏まえた地域防災を展開していく必要があります。（図Ⅱ-2）

●図Ⅱ-2 女性の視点にたった防災対策を進めていく上で重要なこと



(1) 政策方針決定過程への女性の参画

●5年後の姿●

行政において、能力や適性を持った女性が適所で登用され、指導的な役割を担っています。また、地域においても女性リーダーが活躍しています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|----------------------------|----------|----------|
| 審議会等における女性委員の比率 | 坂東市の審議会等における女性委員の比率の拡大を目指す | 22.4% | 40.0% |

●実施計画・取り組み●

①行政における女性の登用促進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 審議会等への女性登用の促進 | 審議会等への女性登用のための指針に基づき、委員会等の委員総数に女性委員の比率が適当になるよう構成を考慮し、職種の特性に合った人材登用に努めていきます。 また、年度初めの庁議等で、審議会等への女性登用のための指針を徹底します。 さらに、女性が参加・発言しやすい場となるよう、委員会等の開催方法の見直しを行います。 | 各課 |
| 指導者としての女性職員の育成と登用推進 | 幅広い分野での講師の養成を行うとともに、研修会等の講師に女性職員の登用を推進し、活躍する場を拡大していきます。 | 総務課 |
| 女性管理職が働きやすい労働環境の見直し | 性別に関係なく、個人の能力や適性に合った登用を行い、男女平等で働きやすい職場環境となるよう整備を図っていきます。 | 総務課 |

②女性リーダーの登用促進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 地域活動等における女性リーダーの登用促進 | 地域活動及び自主活動グループに対して、啓発チラシ等の配布により、女性の活動に対する正当な評価を促します。また、「生涯学習講師登録」を活用し、各分野の優れた知識や技術を有する女性をリーダーとして登用していきます。 | 生涯学習課 |
| | 男女共同参画講座を開催する中で、女性リーダーの発掘・育成を目指します。 | 市民協働課 |

③人材の育成と情報の収集活用

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催 | 女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報を提供するとともに、男女共同参画講座やトップセミナー・推進講演会などを開催し、能力向上を図っていきます。 | 市民協働課 |
| 女性講師についての情報提供 | 広報活動の充実により、生涯学習講師として、より多くの女性の登録を促進するとともに女性講師についての情報の提供に努めます。 | 生涯学習課 |

(2) 男性にとっての男女共同参画

●5年後の姿●

事業者・団体などに男女共同参画の意識が浸透し、男性が家庭や地域活動に積極的に参画する機会が増えています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方に反対と考える市民の割合 | 「住民意識調査」で「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える市民の割合を増やす | 43.7% | 70.0% |

●実施計画・取り組み●

①男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 男性にとっての男女共同参画の意識啓発（新規） | 各種イベントや、研修会、出前講座等を利用して男性にとっての男女共同参画の意識啓発を図ります。 | 市民協働課 |
| 家庭や地域活動に参加しやすい社会環境の整備（新規） | 公民館講座を活用し、簡単にできる男の料理教室やパパの子育て教室など、家庭や地域活動への参画に向けた啓発活動を推進します。 | 生涯学習課 |

②事業者・団体に対する働きかけの推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------|-------|
| トップセミナー等の開催による男女共同参画の意識啓発（新規） | イベント、講演会、トップセミナー等の開催を通して、事業者・団体に向けての男女共同参画の意識啓発を図ります。 | 市民協働課 |
| 男女共同参画推進事業者等事業への啓発（新規） | 男女共同参画推進事業者等に対し啓発を行い、事業者が男女共同参画に積極的に取り組めるように推進します。 | 商工観光課 |

(3) 子どもにとっての男女共同参画

●5年後の姿●

子どもの頃から男女共同参画の理解が深まっているとともに、保護者の家庭教育に関する学習機会や相談体制が充実し、子ども達が家庭や地域で、それぞれの個性や能力を伸ばしながら育っています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 学校において性別に関係なく個性や能力を生かす指導を望む市民の割合 | 「住民意識調査」で学校における教育環境の中で「生活指導や進路指導において性別に関係なく、個性や能力を生かす指導を行う」ことに力を入れて欲しいと思う市民の割合を増やす | 77.6% | 90.0% |

①子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子どもの頃からの男女共同参画の意識の定着（新規） | 各種イベント、標語募集等、子どもの頃からの男女共同参画の意識の定着を図ります。 | 市民協働課 |
| 保育を通した男女共同参画の意識の高揚（新規） | 保育所（園）において、園児に対し保育を通し男女共同参画の意識を高めていくとともに、子育てを担当する保育士の男女共同参画に関する資質向上に努めます。 | 子育て支援課 |
| 子どもたちの自己形成を図る教育の推進（新規） | 次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して育つよう、生涯を見通したキャリア教育を推進します。また、健康教育を推進するとともに、発達段階に応じた性に関する教育を推進します。 | 指導課 |

②子どもに関する相談支援体制の整備

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 子どもに対しての相談支援（新規） | 女性相談等を通して、女性を含む子どもに対しての相談支援を行います。 | 市民協働課 |
| 悩みを抱える子どもへの支援（新規） | 子どもが抱える悩みを解消するため、電話相談室の強化を図るとともに、相談機関の情報提供を行います。 | 指導課 |
| 家庭教育に関する学習機会の充実（新規） | 家庭における教育の悩みを改善するための支援として、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 家庭相談体制の整備（新規） | 子育てに関して気軽に相談できる体制を整えるため、家庭相談員による家庭相談を充実していきます。また、子育て支援センターにおいて、子育て支援に関する相談を実施していきます。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児の健全な成長の支援（新規） | 各種健診の実施、経過を見ていく必要のある乳幼児への相談、療育支援、乳幼児相談等を行って行きます。 | 健康づくり推進課 |

※平成 25 年 4 月 1 日より、保健センターは健康づくり推進課に変更。

(4) 地域社会での男女共同参画推進

●5年後の姿●

地域活動情報が広報や市ホームページで随時掲載され、市民が情報を取り入れやすくなっています。また、性別や年齢にとらわれず家庭や地域活動に参画できる条件が整備され、地域において、男女が様々な地域活動に参画し能力を発揮しています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------|----------|----------|
| 夫婦の役割分担で「地域社会への参加」が妻と夫が同じ位分担している市民の割合 | 「住民意識調査」で「地域社会への参加」の夫婦の役割分担で「妻と夫が同じ位」と答えた市民の割合を増やす | 28.2% | 50.0% |

●実施計画・取り組み●

①地域社会等に関する情報提供の拡充

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|--------------------|--------------------------------------|-------|
| 地域活動情報の提供 | 各種地域活動関連イベントや各種活動状況等を広報等に随時掲載していきます。 | 各課 |
| 市ホームページでの地域情報提供の実施 | 講座、講演会等のお知らせを随時掲載していきます。 | 秘書広聴課 |
| | 男女共同参画の意識の啓発を推進する記事を掲載していきます。 | 市民協働課 |

②誰もが参加しやすい条件整備の推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 地域活動に参加しやすい環境づくり | 各種地域活動等での開催日時、開催場所の配慮を行い、男女が共に家庭や地域活動に参画できる条件の整備・推進をしていきます。 | 市民協働課 |
| 地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充 | 子育てサポーター事業の充実など、イベント等において、保育サービスが提供できる場を設置していきます。 | 子育て支援課 |
| | 私立保育園 7 園、及び公立保育所で一時預かり事業を継続して行います。 | 子育て支援課 |
| 各種地域活動の調査 | 各種地域活動を調査し、性別にとらわれた参加者募集や役割分担について見直しを進め、男女が共に家庭や地域活動に参画できる条件の整備・推進をしていきます。 | 市民協働課 |

③住民参加型共同事業の開催

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|
| 広く住民が参加するイベントの開催 | 生き生き生活フェアの中で「健康まつり」を実施していきます。また、「楽しく歩こう会」を企画し、市民に運動の実践の習慣づけを促していきます。 | 健康づくり推進課 |
| | 女性団体の積極的な参画を得て、イベント等を引き続き実施していきます。 | 市民協働課 |

※平成 25 年 4 月 1 日より、保健センターは健康づくり推進課に変更。

(5) 防災における男女共同参画の推進

●5年後の姿●

地域防災において女性が活躍し、女性や子育て世帯、高齢者への配慮がなされ、女性の視点に立ったきめ細かい防災対策が整っています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成24年度 | 平成29年度 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用を重要だと思う市民の割合 | 「住民意識調査」で「地域防災組織の役員やリーダー」への女性の登用を「大変重要」と「重要」だと思うを合わせた市民の割合を増やす | 52.1% | 70.0% |

●実施計画・取り組み●

①女性の視点に立った地域防災の推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|--------------------------------------|-------|
| 地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用（新規） | 地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用を促進します。 | 市民協働課 |
| 地域防災計画・職員マニュアルの徹底（新規） | 地域防災計画及び、職員マニュアルに基づいた詳細の明確化を図っていきます。 | 交通防災課 |
| 女性及び子育て世帯のための防災情報等を提供（新規） | 女性及び子育て世帯のための防災情報等を提供します。 | 市民協働課 |

基本目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境の整備

●現況と課題●

労働条件と労働環境整備

働き方の多様化が進む中で、個人の価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方が選択できることは、女性が能力を発揮する上で重要です。また最近では、正規・非正規労働者間の賃金等処遇の格差や雇用の不安定性などの問題もあります。

商工業や農業の自営業では、男女における性別による固定的役割分担意識や昔ながらの習慣や慣行が残っており、女性が働きやすい環境づくりに向けて、経営参画に必要な知識・技術を修得するための環境整備や、家族経営協定、また、公的な政策・方針決定の場への参画などを進める必要があります。

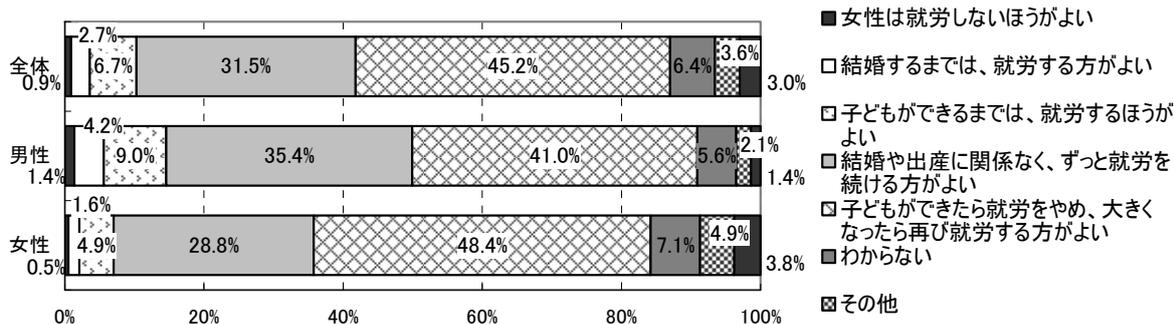
男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮していくことは重要で、生活の経済的基盤の確保や経済社会の活性化にもつながります。そのため、就職・再就職、継続就業、キャリアアップ、起業など、男女の生涯にわたる雇用・就業に係る支援を進めていく必要があります。特に、女性は結婚、出産、子育て期に就業を中断することも多く、就職・再就職、起業など様々なチャレンジを実現するにあたって、出産・育児のために離職し、子育てしながらの能力向上や求職活動、一定期間のブランクを経ての円滑な職場復帰など、女性が人生の各段階で必要とする支援が大切です。

「住民意識調査」の女性の就労の望ましい形では、「子どもができれば就労をやめ、大きくなったら再び就労する方がよい」が最も多くなっており、女性の再就職・職場復帰の支援が必要です。(図Ⅲ-1)

労働者の側も職業能力の向上などにより個人の職業能力を高めていくことが重要であることから、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供を推進するとともに、離職者、有職者及び学卒者に対するキャリアアップや職業能力開発のための支援を進めていく必要があります。

●図Ⅲ-1 女性の就労の望ましい形



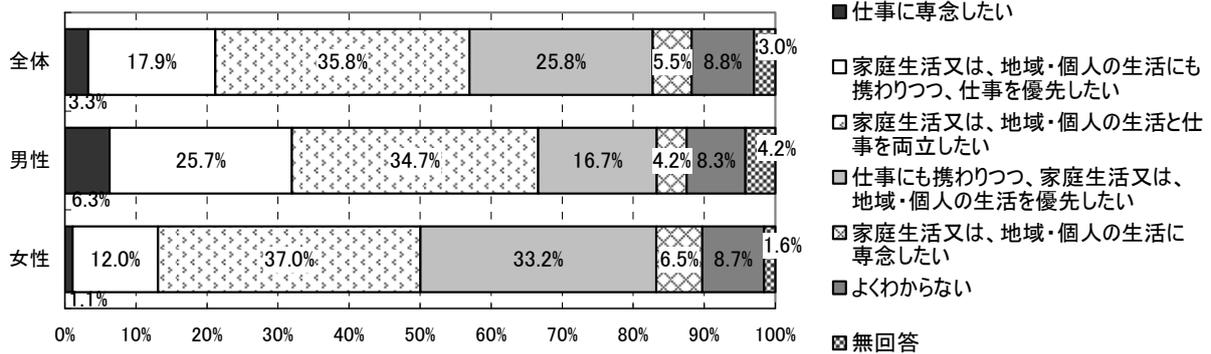
男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事と家庭生活、地域活動とのバランスをとって参画できる環境づくりが重要であることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた環境づくりを進めていく必要があります。また、子育て中の男女が、仕事と家庭生活の両立を図りながら働くことを継続できるような多様な働き方を柔軟に選択できる環境整備について、事業者に対して働きかけや支援を進めていく必要があります。

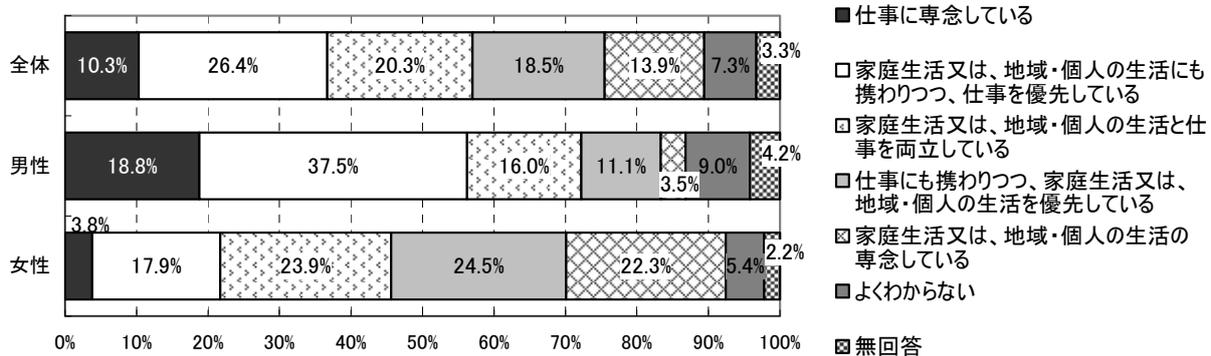
「住民意識調査」で「仕事と生活の調和」の理想と現状を尋ねた設問で、理想では「家庭生活又は、地域・個人の生活と仕事を両立させたい」という回答が男女ともに最も多くなっています（図Ⅲ-2）

一方、現在の状況では、特に男性で「仕事に専念している」、「家庭生活又は、地域・個人の生活にも携わりつつ、仕事を優先している」の回答が多く（図Ⅲ-3）、理想に近づくには個人の努力だけでは難しい現実があり、労働環境の整備について事業者への働きかけが必要です。

●図Ⅲ-2 理想とする「仕事と生活の調和」



●図Ⅲ-3 現在の「仕事と生活の調和」の状況



(1) 労働条件と労働環境整備

●5年後の姿●

雇用者・労働者双方に労働法等関係法の周知が進み、男女が働きやすい労働環境が整っています。また、商工業の自営業者や農業等において、女性も経営に参画するなど環境が整備されています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------------------------------|----------|----------|
| 家族経営協定の締結世帯数 | 家族経営協定を締結して、農業に取り組む世帯の増加を目指す | 77 世帯 | 85 世帯 |

●実施計画・取り組み●

①雇用者・労働者双方に対する労働関係法等の周知

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 労働法の周知 | 関係機関等と連携し、県等の機関紙の配布や啓発冊子の活用、広報紙等への記事を掲載し、労働法の周知を図ります。 | 商工観光課 |
| 労働環境改善の啓発の推進 | 女性労働者にかかわる法律や制度の普及の現状を踏まえ、県が作成配布している、女性労働者にかかわる法律や制度の普及・啓発のための「働きやすい環境づくりに向けて」を活用し、市民への労働環境改善の啓発を推進します。 | 商工観光課 |

②労働条件の見直し推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 企業間交流や研修会の開催による男女共同参画意識の啓発 | 企業間交流や研修会、トップセミナーを開催し、男女共同参画の情報交換等、事業所へ意識の啓発を行ない、男女共同参画を推進していきます。 | 市民協働課 |
| 待遇や昇進に関する相談窓口の周知 | 性別による待遇や昇進の格差に関する女性相談窓口の充実を図ります。 | 市民協働課 |
| | 女性相談啓発カードやチラシを作成し、公共施設やスーパー等へ設置し周知します | 市民協働課 |
| 家族経営協定の普及および遵守状況の調査 | 家族経営協定の普及推進に努めるとともに、既締結家庭に対しては、その遵守状況の調査を行います。 | 農政課 |

③商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|------------------|---------------------------------------------|-------|
| 働きやすい労働環境の整備（新規） | トップセミナーの開催やイベント、講習会等を通して働きやすい環境整備の意識を啓発します。 | 市民協働課 |
| 経営協定等の普及（新規） | 経営協定等の普及を促進し、働きやすい環境の整備を促進します。 | 商工観光課 |

④農業等における男女共同参画の推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------------|------------------------------------------------|-------|
| 働きやすい環境整備の意識の啓発（新規） | イベント、講習会等を通して、働きやすい農業等の環境整備の意識を啓発します。 | 市民協働課 |
| 家族経営協定の普及および遵守状況の調査（再掲） | 家族経営協定の普及推進に努めるとともに、既締結家庭に対しては、その遵守状況の調査を行います。 | 農政課 |

(2) 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

●5年後の姿●

女性が、結婚、出産、子育ての時期において、希望に応じた働き方が選択でき、継続的に就業できる環境が整っています。また、再就職や起業に向けた、職業能力の向上や情報交換の機会が充実しています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------------|-------------------------------------------------|----------|----------|
| 職場で労働条件に特に男女の差はないと感じている市民の割合 | 「住民意識調査」で、働いている職場において「特に男女の差はない」と感じている市民の割合を増やす | 39.7% | 50.0% |

●実施計画・取り組み●

①人生の各段階の希望に応じた就職・再就職、起業などの実践に向けた支援

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-------------------|-------------------------------------|-------|
| 女性センター等の活用の推進（新規） | 女性センター等を活用し、就職にむけた研修会等を開催できるようにします。 | 市民協働課 |
| 再就職支援事業等の実施（新規） | 結婚や子育て、その他の理由により離職した女性の再就職支援を行います。 | 商工観光課 |

②女性の継続就業の支援

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 女性の就業支援（新規） | 女性相談等を通して女性の就業支援を図ります。 | 市民協働課 |
| ワーク・ライフ・バランスを考慮した女性の継続就業の支援（新規） | 育児・介護休業法改正に伴い、ワーク・ライフ・バランスを考慮した支援を行います。 | 商工観光課 |

③職業能力の向上

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| 「技能講習会」や「再就職セミナー」などの開催情報の提供と参加募集 | 県やハローワークと連携して、「技能講習会」や「再就職セミナー」などの開催情報を提供と参加者の募集を行い、旬報等に情報を継続して掲載します。 | 商工観光課 |
| 各種技能資格取得講習会の情報提供と講習会修了者の就労支援 | 就労支援の一環として、各種技能資格取得講習会の情報を提供し、講習会修了者の追跡調査による就労支援を行い、雇用につなげるよう努めます。 | 商工観光課 |

④多様な働き方の推進

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 再就職支援に関する県事業との連携 | 雇用対策の一環として、再就職支援事業等の県事業との連携を図り、広報等を行います。 | 商工観光課 |
| パート就労相談員等による相談・指導事業の実施の推進 | (財)21世紀職業財団と連携を図り、パート就労相談員等による相談・指導事業の実施や広報を行います。また、国で設置しているパートバンク及びパートサテライトを紹介していきます。 | 商工観光課 |
| 情報交換の場や新たなビジネスチャンスを模索する機会の提供 | 女性起業家などを交えた異業種交流会を開催し、情報交換や新たなビジネスチャンスを模索する機会を提供します。 | 市民協働課 |
| 在宅ビジネスに関する詐欺や被害情報の収集・広報による注意喚起 | 市で収集した、パソコンやインターネットなど在宅ビジネスに関する詐欺や被害情報、消費生活情報等をホームページや広報を通じて周知し、市民への注意喚起を促進します。 | 商工観光課 |

(3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

●5年後の姿●

男女が、それぞれの状況に応じた多様な働き方ができる環境が整っています。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するための、子育て支援や高齢者に関する支援が充実しています。さらに、特別な支援を必要とする人への福祉が充実し、市民が安心して地域で暮らしています。

●目標指標●

| 目標指標 | 指標の考え方 | 平成 24 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 労働時間短縮や休暇制度を普及させることが必要を思う市民の割合 | 「住民意識調査」で「男女ともに、仕事と生活の調和を実現させるために必要なこと」で「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が必要と答えた市民の割合を増やす | 33.0% | 50.0% |

●実施計画・取り組み●

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|------------------------|------------------------------------------|-------|
| ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発（新規） | 各種イベントや、広報等を通して、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を図ります。 | 市民協働課 |

②多様な働き方を可能とする環境整備

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 多様な働き方についての啓発の実施 | 事業所において、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入、在宅勤務などについての男女共同参画推進の出前講座を継続して実施します。 | 市民協働課 |
| | 男女共同参画講演会を開催し、雇用主等へ啓発を図ります。 | 市民協働課 |
| 育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進 | トップセミナー・男女共同参画講演会などを実施し、育児・介護休業制度の周知と利用について、引き続き啓発していきます。 | 市民協働課 |
| 家庭での男女共同参画の推進 | 「次世代育成支援行動計画」（平成 22 年度～平成 26 年度）沿って子育て支援の推進を図ります。また、平成 25 年度より、平成 27 年度からの新制度「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け事業を推進していきます。 | 子育て支援課 |

③子育てに関する支援

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子育て支援センターだよりの発行（広報紙内） | 毎月、広報紙の「子育て支援センターだより」で、親子で向き合える時間の確保について啓発する記事を掲載します。 | 子育て支援課 |
| 育児休業の取得や男性も含めた働き方の見直しの啓発 | 育児休業の取得や早めの帰宅などを推進し、男性も含めた働き方の見直しについて啓発します。また、市においては、男性職員にも育児休業の取りやすい環境整備に努めていきます。 | 総務課 |
| | 育児休業の取得や男性も含めた働き方の見直し等に関する啓発資料を配布し、働き方の見直しを促します。 | 市民協働課 |
| 地域における子育て支援の促進 | 地域で子育てに関わる大切さについて啓発し、地域行事や地域交流の開催を支援します。また、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成など、地域における子育て支援を継続して行います。 | 子育て支援課 |
| 児童虐待防止や子どもが被害者となる事件・事故の防止 | 「子どもの権利条約」について啓発し、児童虐待防止や子どもが被害者となる事件・事故の防止に努めます。 | 子育て支援課 |
| 夫婦とともに築く家庭生活や育児への支援の促進 | 次世代育成支援行動計画などと連携を図り、夫婦とともに築く家庭生活や育児への取り組み支援策を促進します。そのため、保育サービスの充実や放課後児童クラブの施設整備を推進し、サービスの一層の充実を図っていきます。 | 子育て支援課 |
| 出産奨励金の支給 | 次世代を担う子どもの出産を奨励し、健全な発育に資するため、出産奨励金を支給します。 | 子育て支援課 |

④高齢者に関する支援

| 項目 | 今後5年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 介護保険サービスの適正利用の推進 | 介護保険サービスの適正利用の推進のため、パンフレットの配布をはじめ給付通知を実施します。 | 介護福祉課 |
| 介護に関する相談や相談方法の周知 | 地域包括支援センター等、介護に関する相談先や相談方法の啓発に努めます。地域包括支援センターや居宅支援事業所等の一覧表を作成し、問い合わせに応じて配布しています。 | 介護福祉課 |
| 家族介護者への支援 | 家族介護者への各種支援策について各種事業を広報紙等に掲載し、情報の提供に努めるとともに、介護者教室等への参加を促します。 | 介護福祉課 |
| 地域ケアシステムの強化 | 地域住民への働きかけによる地域ケア体制の強化に努めます。 | 介護福祉課 |
| 高齢者の介護サービスや生きがい支援の実施 | 「坂東市高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画」を基本に、高齢者の介護サービスや生きがい支援・育成等を図ります。 | 介護福祉課 |

⑤特別な支援を必要とする人への福祉の充実

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|
| 特別な支援を必要とする人に対する適切なサービス提供 | 障害のある人やひとり親家庭、生活困窮者など特別な支援を必要とする人に対して、自立支援を目的として、それぞれの状況に応じた適切なサービス提供に努めます。 | 社会福祉課 |
| 相談先・相談方法について情報の提供 | 広報紙等掲載など、相談先、相談方法についての情報提供に努めます。 | 社会福祉課 |

第5章 推進体制の整備

1 庁内推進体制の充実

(1) 坂東市男女共同参画推進条例の推進

平成 20 年 12 月に制定した「坂東市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会推進を図っていきます。また、「男女共同参画宣言都市」に向けた検討および調整を行います。

(2) 計画の進行管理と進捗状況の把握

「坂東市男女共同参画推進条例」に基づき、計画の進行管理を行います。各事業の進捗状況を把握し、達成度を分析するとともに、必要に応じて各事業の見直しを行い、効果的な展開を図ります。また、進捗状況調査報告書を市ホームページに公表します。

(3) 庁内推進会議の設置

男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進するため、副市長、教育長はじめ各部長等による「坂東市男女共同参画庁内推進会議」が設置されており、一層の強化を図ります。

(4) 庁内各課との連携

男女共同参画に関する施策は、広報、就労、保健、医療、福祉など多岐にわたって全庁的な推進を図るため、各課職員で構成される「坂東市男女共同参画ワーキングチーム」を活性化することにより、各課との連絡調整や情報の共有化に努め、男女平等の視点に立って男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを推進します。

●実施計画・取り組み●

| 項目 | 今後 5 年間で実施する事業・取り組み | 担当課 |
|--------|--------------------------------------------------------|-------|
| 庁内への推進 | 庁内推進会議、市役所内に各部署により選出した委員によるワーキングチームの設置を継続し庁内への推進を図ります。 | 市民協働課 |

(5) 女性センターの充実

男女共同参画推進の拠点として、男女共同参画社会に関する相談機能や情報提供機能を併せ持った、女性センターの活用を推進します。

2 連携体制の構築

(1) 坂東市男女共同参画審議会の設置

本市の男女共同参画の推進に関する事項について調査審議を行うため、「坂東市男女共同参画審議会」を設置しています。坂東市男女共同参画審議会は、学識経験者、市議会議員、関係機関及び団体の構成員、公募の市民等で組織されます。

(2) 市民参画の促進

市民等と行政との協働による施策の推進を図るため、市民や市民団体等との連携を強化し、様々な分野への市民参加を促進し、市政への意見の反映と男女共同参画の機会の拡充に努めます。

(3) 地域との連携

地域に根ざした男女共同参画社会の実現を目指すため、自治組織や地域活動団体といった地域との連携強化を図ります。

(4) 企業等との連携

ハローワークや企業等との連携を促進し、企業等が男女共同参画推進を図り、仕事と家庭が両立できるよう協力を要請します。

(5) 関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取り組みはもとより、国や県、他市町村、関係機関等との連携を図り、情報の提供やイベントの共同開催など効率的・効果的な推進が図れるよう努めます。